

令和8年小牧市議会第2回定例会会議録

① 令和8年6月12日第2回市議会定例会（第2日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 清水隆宏	2 木村哲也
3 猪飼健治	4 黒木明
5 伊藤皇士郎	6 大上利幸
7 阿部哲己	8 余語智
9 佐藤早苗	10 山田美代子
11 安江美代子	12 谷田貝将典
13 諸岡英実	14 河内光
15 永井孝典	16 佐藤悟
17 鈴木裕士	18 星熊伸作
19 加藤晶子	20 小川真由美
21 小沢国大	22 石田知早人
23 河内伸一	24 小島倫明
25 舟橋秀和	

③ 欠席議員は次のとおりである。

なし

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市長 天野正基	副市長 笹原浩史
副市長 石川徹	教育長 中川宣芳
病院事業管理者 谷口健次	市長公室長 駒瀬勝利
総務部長 長尾正人	地域活性化営業部長 落合健一
市民生活部長 小川真治	健康生きがい支え合い推進部長 永井政栄
福祉部長 江口幸全	こども未来部長 川尻卓哉
建設部長 堀場武	都市政策部長 舟橋朋昭
上下水道部長 三品克二	市民病院事務局長 竹田孝一
教育部長 矢本博士	監査委員事務局長 堀田幸子
消防長 高橋直人	市長公室次長 舟橋知生
総務部次長 古澤健一	地域活性化営業部次長 伊藤加代子
市民生活部次長 堀田正二	健康生きがい支え合い推進部次長 高木晶子

福 祉 部 次 長 山 本 格 史	こども未来部次長 野 田 弘
建 設 部 次 長 矢 澤 浩 司	都市政策部次長 川 島 充 裕
上下水道部次長 長 坂 裕	市民病院事務局次長 佐久間 修
教 育 部 次 長 長谷川 隆司	会 計 管 理 者 河 村 昌 二
副 消 防 長 梅 田 俊 之	

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 小 川 正 夫	議 事 課 長 松 宮 克 哉
書 記 舟 橋 紀 浩	書 記 松 井 雅 仁

⑥ 会議事件は次のとおりである。

諸般の報告

- 1 提出議案の報告
- 2 説明員出席要求者の報告

議案審議

議案第78号 小牧市立第二保育園改築工事のうち、建築工事請負契約の締結について

議案第79号 備蓄用非常食の取得について

一般質問

- 1 個人通告質問

(午前10時00分 開 議)

○議会事務局長（小川正夫）

ただいまの出席議員は23名であります。

○議長（舟橋秀和）

皆さんおはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程に入る前に、去る6月1日の本会議において、市長より提出されました報告第5号、令和7年度小牧市継続費繰越計算書について訂正の申出がありました。訂正の内容は、議員各位に配付いたしております正誤表のとおりでございますので、御了承願います。

日程第1、「諸般の報告」について、本日新たに議会に提出されました議案については、配付いたしました2件であります。

これをもって、提出議案の報告に代えます。

次に、今定例会の説明員として、新たに病院事業管理者に対して、地方自治法第121条の規定により出席を求めましたので、御報告申し上げます。

日程第2、「議案審議」に入ります。

議案第78号及び議案第79号の議案2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

それでは、ただいま上程されました議案第78号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書第2号の1ページをお願いいたします。

議案第78号「小牧市立第二保育園改築工事のうち、建築工事請負契約の締結について」であります。

提出理由であります。この案を提出いたしますのは、小牧市立第二保育園改築工事のうち、建築工事施工に必要なからであります。

その内容であります。1の工事名は、小牧市立第二保育園改築工事のうち、建築工事であります。

2の工事場所は、小牧市小牧二丁目215番地ほか。

3の工事概要は、鉄骨造2階建て、延べ床面積1,123.14平方メートル。

4の請負契約金額は、5億870万8,200円。

5の請負契約者は、名古屋市昭和区白金三丁目13番12号 大明建設株式会社 代表取締役眞野裕英氏であります。

6の契約の方法につきましては、5社からの参加申込みによる制限付一般競争入札を総合評価落札方式により実施いたしました。

なお、参考資料といたしまして、2ページに位置図、3ページに配置図、4ページ、5ページに平面図を添付させていただきましたので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案78号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民生活部長（小川真治）

続きまして、議案第79号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書第2号の7ページをお願いいたします。

議案第79号「備蓄用非常食の取得について」であります。

この案を提出いたしますのは、備蓄用非常食を取得するため必要があるからであり

ます。

去る6月1日に入札を執行し、落札者が決定いたしましたので、議会の議決をいただき購入契約を締結しようとするものであります。

その内容であります、1の名称は、備蓄用非常食。

2の取得財産は、備蓄用非常食8万620食。

3の取得金額は、2,896万9,866円。

4の契約の相手方は、稲沢市池部町二丁目83番地 イナザワ防災株式会社 代表取締役永井俊之氏であります。

5の契約の方法は、7社による指名競争入札であります。

なお、参考資料といたしまして、8ページに品名及び数量の一覧を添付させていただきましたので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上で、議案第79号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（舟橋秀和）

ただいま議題といたしております、議案第78号及び議案第79号の議案2件の質疑については、後日の本会議において行いますので御了承願います。

日程第3、「一般質問」に入ります。

個人通告質問を行います。

通告順に発言を許します。

佐藤 悟議員。

○16番（佐藤 悟）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、質問項目1点について順次質問してまいりたいと思います。本日は、かわいい孫がじいちゃんの背中を見に来てますので、気合を入れて質問してまいりたいと思います。

まず、本年は昨年にも増して30度を超える日々が続いております。今回の暑さが案じられるところではございますが、皆様におかれましてもどうぞ御無理なさらず、くれぐれも御自愛くださいますようお願い申し上げます、質問に入りたいと思います。

質問項目1、待機児童解消に向けた取組についてであります。

過去にも石田知早人議員の一般質問をはじめ、3月定例会牧政会の代表質問でも質問いたしました、令和元年10月より全国的に3歳児から5歳児までの保育料無償化がスタートいたしました。本市においても、令和5年4月から本市独自の施策としている0歳児から2歳児までの保育料完全無償化により、子育て家庭の経済的負担の軽

減につながっている一方で、保育需要の掘り起こしを誘発することにもつながっております。

令和7年4月1日時点での待機児童は発生していないものの、年度途中の待機児童数は年々増加傾向にあるとのことであります。また、人口減少が進む中で、共働き家庭の増加による保育士不足問題は、保育の質や安全な保育体制を確保していくためにも、喫緊の課題であります。

そこで、（１）保育需要の拡大について。

ア、令和8年度7月入所空き状況（5月8日現在）では、市内全ての施設が1歳児の定員に空きがない状況となっている。本年5月時点での待機児童数をお伺いいたします。

イ、隠れ待機児童数をお伺いいたします。

ウ、昨年度に4つの保育施設が整備されたが、定員は何人増えたのかお伺いいたします。

エ、今後の保育需要の見込みはどの程度になると推計しているのか、お伺いいたします。

オ、今後の保育の提供体制について、どのように考えているのかお伺いいたします。

（２）保育士の確保について。

全国的に公立、民間問わず、保育士不足が深刻であると聞きますが、ア、令和8年度の公立の正規保育士の新規採用数をお伺いいたします。

昨年度も30人程度の募集だったと記憶しておりますが、施設の整備も大切だとは思いますが、しかし、保育士が確保できなければ元も子もないと思います。

そこで、イ、保育士確保に向けた対策を考えているかお伺いいたします。

以上で、質問項目1の質問とさせていただきます。誠意ある御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

○こども未来部次長（野田 弘）

質問項目1、待機児童解消に向けた取組について。

（１）保育需要の拡大についてのア、令和8年7月入所空き状況では、市内全ての施設で1歳児の定員に空きがない状況となっている。本年5月時点での待機児童数についてのお尋ねであります。

本年4月1日現在では、待機児童は発生していませんが、5月1日現在で1歳児の定員に空きがなくなり、あっせんできる施設がないことから、1歳児89人が待機児童

となっています。

次に、イ、隠れ待機児童数についてのお尋ねであります。

保護者の私的な理由により、待機児童には計上されないものの、施設を利用できていない状態いわゆる隠れ待機児童数は、0歳児が14人、2歳児が11人、3歳児が9人、5歳児が1人となっています。

続きまして、ウ、昨年度に4つの保育施設が整備されたが、定員は何人増えたかについてのお尋ねであります。

昨年度は、0歳児から2歳児までを保育する民間の小規模保育事業所3施設と、私立保育園1園の合計4施設が整備され、市内の保育施設の定員が157人増加しました。そのうち、0歳児から2歳児までの定員は103人増加しました。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、エ、今後の保育需要の推計についてのお尋ねであります。

昨年3月に策定いたしました小牧市こども計画では、保育の量の見込みを令和6年度をピークに徐々に下降していくと推計していましたが、実際には3歳児から5歳児までは減少傾向にあるものの、保育料の無償化の影響もあり、0歳児から2歳児までの保育施設への入園率が年々上昇しており、今年度は0歳児から2歳児までの保育施設の入園者数は昨年度を上回りました。

一方で、少子化が急速に進んでおり、0歳児から2歳児までの保育施設の入園者数は、今年度か来年度頃にピークを迎え、その後、徐々に下降するものと推計しております。

続きまして、オ、今後の保育の提供体制についてのお尋ねであります。

昨年度、4施設が整備されたことにより、市内には公立保育園14園、私立保育園8園、公立の小規模保育事業所2施設、民間の小規模保育事業所22施設、私立の認定こども園2園となり、これにより0歳児から2歳児までを保育する小規模保育事業所は、24施設中22施設が民間となりました。

市議会やこども・子育て会議におきましても、これ以上民間の小規模保育事業所を増やすことに対して、保育の質や管理上の問題を懸念する御意見をいただいておりますので、市といたしましては、今後は公立保育園の低年齢児の定員を一時的に増やすことにより、保育の提供体制を確保していくことを検討しております。

以上になります。

○こども未来部次長（野田 弘）

続きまして、（2）保育士の確保について。

ア、令和8年度の公立の正規保育士の新規採用者数についてのお尋ねです。

令和8年度は、新たに正規保育士を11人採用いたしました。一方、10人の退職があり、純増は1人となっています。なお、今後の体制整備に向けて、令和9年度はキャリア枠も含めて正規保育士を新たに30人程度募集しております。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、イ、保育士確保に向けた対策についてのお尋ねであります。

令和8年第1回定例会の牧政会の代表質問で、佐藤悟議員に答弁しましたとおり、正規保育士につきましては、令和8年度から令和11年度の4年間に段階的に36人程度の正規保育士を増員していく計画としておりましたが、先ほど答弁しましたとおり、新たな待機児童対策として、今後は公立保育園の低年齢児の定員を一時的に増やすことにより、保育の提供体制を確保していくことになりますので、さらに8人程度の正規保育士を加えて4年間で44人程度の正規保育士を増員していくことを考えております。

しかしながら、正規保育士を雇用しても、退職者があれば保育士を増員できませんので、年次有給休暇や部分休業、育児・短時間勤務が取りやすい、正規保育士にとって働きやすい職場環境を確保し、退職者を減らすことが喫緊の課題と考えております。

本市では、現在、早朝・夕方の延長パート保育士が不足しており、延長パート保育士が不足している時間帯を正規保育士が補わざるを得ない状況が続いており、これが正規保育士の離職に影響していると考えております。

このため、延長パート保育士を含めて、延長保育時間帯に従事する職員の手当の見直しなど、処遇の在り方について早急に改善を図っていきたいと考えております。さらに、保育士が保育業務に専念できるよう、日常の事務処理業務や送迎時の駐車場の誘導、清掃や消毒、食事や排せつの介助・補助など、保育士の業務をサポートする保育補助者の導入についても検討してまいります。

このほか、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭などの資格保有者をみなし保育士として活用することで、保育従事者の増員を図り、正規保育士にとって働きやすい職場環境をできるだけ早期に確保していきたいと考えております。

以上になります

○16番（佐藤 悟）

それぞれ丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

（1）保育事業の拡大について。

アについては、待機児童数に関して1歳児の待機児童数が89名、イについては、隠れ待機児童数0歳児が14名、2歳児が11名、3歳児が9名の5歳児が1名。ウについ

ては、定員が157名増加のうち、0歳児から2歳児までの入園定員が103人増加いたしました。

エについては、令和6年度をピークに下降していく見込みではありましたが、年々上昇している傾向にあるものの少子化が急速に進んでおり、0歳児から2歳児の入園数は来年度頃をピークに下降するものと推計している。

オについては、昨年度4施設を整備したことにより市内施設が24施設となっており、今後は公立保育園の低年齢児の入園定員を一時的に増やし、保育の提供体制を確保していくことが分かりました。

ぜひとも、保育の質、入園児たちの生育管理体制、そして保育士さんにとってやりがいのある職場環境の構築も重ねてお願い申し上げたいと思います。

(1) に関しましては再質問はございません。

続きまして、(2) 保育士の確保について。

アについては、新たに正規保育士を11人採用すると同時に10人の退職があり、純増が1名、キャリア枠も含め、新たに30人程度募集することも理解いたしました。

イについては、さらに8人程度の正規保育士を加えて、4年間で44人程度の増員を考えている。また、退職者を減らすことが喫緊の課題と考える中で、朝夕の延長パート保育士が不足し、正規保育士への離職に影響しているため、延長パート保育士の手当の見直し、保育士の業務をサポートする保育補助者の導入を検討しているとのことですが、ここで再質問させてください。

先ほど、朝夕の延長パート保育士が不足する状況が続いているとの答弁がありましたが、延長保育の際、延長パート保育士のみで保育をすることになるのかお伺いいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

延長保育の時間帯につきましては、保育の安定確保を目指すため、クラス担任の正規保育士による2交代制を導入することを検討しており、2交代制に向けて早急に正規保育士を増員していきたいと考えております。

具体的には、利用園児数の多い午前8時から午後6時頃までにつきましては、原則クラス単位でクラス担任が朝夕時差出勤することにより、クラス担任の正規保育士と延長パート保育士で保育を行います。

午前7時から午前8時頃まで及び、午後6時頃から午後7時までにつきましては利用園児数が少ないことから、複数クラスで合同で保育し、当番の正規保育士と延長パート保育士が保育を行うことにより、効率的な職員配置の下、保育の質と安全性を確保しつつ正規保育士の負担軽減を実現していきたいと考えております。

以上になります。

○16番（佐藤 悟）

御答弁ありがとうございました。

保育士の安定確保を目指すために、クラス担任の正規保育士による2交代制の導入を検討。早急に正規保育士を増員し、保育の質と安全性の確保、負担軽減に努めていくとの答弁をいただきました。ぜひ、それぞれの役割を明確にし、働きやすい、やりがいのある職場環境を目指していただきたいと思います。

また、保育士の確保を目指していく中で、他市町で働いている保育士さん、また、保育士を目指している方々が小牧市の保育園で働きたいと思っていただくためにも、給与面などの処遇や保育体制の魅力を発信することが重要であり、保育士確保の第一歩になると考えます。

そこで、小牧市の保育の魅力、小牧市で働くことの強みの部分について伺います。

○こども未来部長（川尻卓哉）

本市の保育の魅力は、長年にわたり子ども主体の保育を大切にし、子どもが遊びを通じて自ら考え、主体的に行動できる環境を整えてきた点にあります。こうした取組は、子どもの成長を支えるだけでなく、保育士にとっても日々の関わりの中で成長を実感し、その育ちを支えることにやりがいを感じられるものとなっており、さらにこれからの時代に求められる人材育成にもつながるものと考えております。

こうした保育の魅力を支えるためにも、保育士の確保は重要な課題であり、本市ではこれまで公立保育園における処遇の充実と、働きやすい保育体制の構築に取り組んでまいりました。

処遇面では、頑張る保育士を応援すべく、令和4年2月に創設いたしました保育業務手当により、月額7,000円を支給しておりますが、現在保育士不足の解消に向けて手当の見直しを検討しております。

また、保育体制につきましては、休暇を取得しやすい働き方の推進などに取り組むとともに、ICT機器の配備や保育システム「コドモン」の導入による業務効率化を進めております。

現時点では、タブレットなどの端末の台数が十分でない状況ではありますが、保育士が必要なときに端末を使用できるよう、機器の配置や運用面も含めた環境整備を進め拡充してまいります。

令和5年度に創設いたしました「小牧市保育士等就職準備金貸付制度」は、市内の保育所などへ就職が内定した新卒保育士などに対し、1人当たり50万円を限度として

貸し付け、3年以上市内で勤務した場合には返還を免除することで、市内就職を後押しするインセンティブとしております。

この就職準備金制度は、公立保育園だけでなく私立保育園や認定こども園、小規模保育事業所の保育士も対象としておりますので、民間の事業者も含めて積極的に活用していただき、正規保育士の確保に努めていただくほか、民間の事業者に対しては、保育園等公私格差是正事業費補助金を通じて保育士の確保を図ってまいります。

今後も、小牧の保育の魅力や、小牧で働くことの強みをより積極的に市内外へ発信し、保育士確保につなげてまいります。

以上になります。

○16番（佐藤 悟）

御答弁ありがとうございました。

子ども主体の保育を第1に、子どもたちが主体的に行動できる環境づくり、また、保育士さんにとっても子どもたちとの関わり合いの中で共に成長を実感し、育ちを支えることにやりがいを感じ、時代のニーズに求められる人材育成につながる。

処遇面では、頑張る保育士に保育業務手当月額7,000円を支給しておりますが、保育士不足の解消に向けた手当の見直しの検討。保育体制では、休暇を取得しやすい働き方の推進などに取り組むとともに、ICT機器の配備、保育支援システム「コードモン」の導入による業務の効率化やタブレットの補充、環境整備の拡充。令和5年に創設した小牧市保育士等就職準備金貸付制度の活用。この制度とてもいいと思います。準備金として1人当たり50万円を限度に貸付けし、3年以上市内に勤務した場合、返還の免除など、とても働きやすい環境だと感じました。

ぜひとも、未来の子どもたちへの投資、保育士の確保に向けて引き続き取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、天野市長にお尋ねいたします。

0歳児から2歳児までの保育料無償化は夢チャレンジナンバー1都市を目指して、前市長の肝煎りで始まった施策ではありますが、市民にも好評であります。一方で、待機児童の発生という課題もあります。天野市長は、今後どのようにこの問題に対処していくのか、天野市長の所見をお伺いいたします。

○市長（天野正基）

本市では、子どもに係る費用は保護者だけでなく社会全体で負担していくことが望ましく、また、家庭環境や境遇にかかわらず、全ての子どもがひとしく支援されるべきという理念の下、市独自の施策として令和5年度から保育園、認定こども園、小規模保育事業所に通う0歳児から2歳児までの保育料を無償化してきました。私もこの

考えを踏襲し、保育料無償化を継承していくことを考えています。

一方で、少子化が急速に進む中であっても、保育料の無償化の影響もあり、保育需要は年々高まっております。これまでも保育施設の増設など様々な対策を取ってきましたが、4月1日現在の待機児童は発生していないものの、年度途中の待機児童数は年々増加傾向にあり、早急な待機児童対策が必要であると認識しています。

先ほど部長が答弁したように、まずは保育士の職場環境を改善し、離職者を減らすため、延長保育時間帯の正規保育士による2交代制の導入に向けて、不足する正規保育士と延長パート保育士を早急に確保するとともに、公立保育園の低年齢児の定員を拡大し、保育の提供体制を整えていきたいと考えています。

しかしながら、厳しい財政状況の中でやみくもに保育施設を増やすことには限界があり、また、保育士の確保には一定の時間を要しますので、今後も年度途中にはある程度の待機児童が発生することが予想されます。このため、保育料の無償化は継続しつつ、保育の必要性が高い方が確実に保育施設を利用できるように、入所の優先順位の在り方について見直しができないか、検討していきたいと考えております。

特に、0歳児につきましては保育士配置基準で、保育士1人につき児童3人と多くの保育士が必要になることや、法律で1歳になるまで育児休暇の取得が可能でありますことから、保育の必要性が高い場合を除いては、育児休暇を取得して在宅で育児をするという選択肢を増やしていくことを検討しております。

具体的には、家庭で保育する場合に在宅保育手当を支給する自治体の事例もありますので、他市町の事例を参考に、在宅育児手当の導入の是非についても検討していきたいと考えています。

私は、人口減少や少子高齢化という厳しい現実の中であっても、子育て施策は将来の小牧を支える最も重要な投資であると考えています。前市政が築いてきた土台を尊重し、継承し、その上に時代の要請に応じた改革と挑戦を重ねていくことが今後の小牧市の基本姿勢であり、私に課せられた使命であると考えています。

○16番（佐藤 悟）

天野市長、御丁寧な御答弁ありがとうございました。

引き続き、保育料無償化は継続しつつ、国が定める法律で1歳になるまで育児休暇を取得する、在宅で育児をするという選択肢を検討する。具体的には、家庭で保育する場合に在宅保育手当を支給する自治体の事例もあるとのことで、それを参考に手当の導入。ぜひとも検討していただきたいと思います。

子育て政策は、将来の小牧を支える最も重要な投資。これは間違いないと思います。ぜひとも、市民の皆様が住み暮らしやすい小牧プライドをさらに深めていただけるよ

う、行政、市議会がワンチームになって前向きにまちづくりができることを切に願い、私の一般質問を終了したいと思います。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、小川真由美議員。

○20番（小川真由美）

20番、小川真由美。皆様おはようございます。暑い日が続きますので、御自愛ください。

今回の質問項目は、3つあります。よろしくお願いいたします。

質問項目1、小牧巡回バスの再編・見直しについて。

小牧巡回バス「こまくる」は、公共交通による市民の移動手段の確保を主な目的として運行しているコミュニティバスです。令和8年4月1日から小牧巡回バスのルート・ダイヤが変わりました。

そこで、2点について質問いたします。

（1）西部地区の再編・見直しの内容について質問をいたします。

（2）市民の声について、再編後の利用者からはどのような声があるか質問いたします。

区・地域はじめ多くの方が傍聴に来られておりますし、市民に分かりやすい答弁を求めますので、よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

○都市政策部次長（川島充裕）

質問項目1、小牧巡回バスの再編・見直しについて。

（1）西部地区の再編・見直しについて。再編・見直しの内容についてであります。

小牧巡回バス「こまくる」につきまして、現在、西部地区を運行するコースのうち、1 舟津三ツ渚線、2 河内屋線及び8 村中線の3コースの主な再編内容についてお答えいたします。

初めに、1 舟津三ツ渚線は、再編前のH 1 舟津線とH 2 三ツ渚北線を1つのコースに統合し、右回り・左回りの交互運行とするとともに、三ツ渚原団地や小牧駅を経由するルートとしました。

次に、2 河内屋線は、今回の再編で廃止となったH 4 間々原線が運行していた小牧市民病院などの区間を経由するルートとするとともに、横内バス停以西の河内屋新田地区や入鹿出新田地区を回る区間を右回り・左回りの交互運行としました。

最後に、8村中線は、再編前のH3村中線と5小牧原線を1つのコースとして、村中地区から小牧市役所、小牧市民病院を経て、小牧駅や小牧原駅を経由するルートで運行することとしました。

なお、こうした変更に伴い、小牧駅から小牧市民病院、小牧市役所区間をピストン運行していた1小牧駅市役所線は廃止いたしました。

次に、(2)市民の声について。再編後の利用者からの声についてであります。

令和8年4月1日の「こまくる」の再編後、現在までの約2か月間に寄せられた利用者からの声につきましては、今回の再編で多くのコースが小牧駅と小牧市民病院の両方を経由することになったことから、「桃花台センターから小牧駅や小牧市民病院に向かうコースがよくなった」、「小牧駅を経由するのはとてもありがたい」などの御意見をいただきました。

しかしながら一方では、「市役所まで行きにくくなった」、「小牧駅と市民病院間を何本も運行するのは偏っており、高齢者以外の利用者にも目を向けてもらえたらよかった」、「高校の登下校時間に合った運行があると子どもも親も助かる」などの御意見をいただいております。

以上であります。

○20番（小川真由美）

西部地区、そして市民の声を答弁いただきました。

まず、順に再質をしたいんですが、地元が村中ですので、特に村中線についてお尋ねしたいです。村中線が小牧駅まで直接行くことができるルートにならなかった理由について、質問をいたします。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

今回の再編では、今後が続くと予測される運転不足の影響を踏まえ、令和8年度からの5年間、安定してこまくるの運行が行えるよう、運行期間を通して確保可能な運転手数を想定し、コースの統廃合や1台の車両で効率的に運行するコースの見直しを行ったものであります。

8村中線につきましては、先ほど答弁しましたとおり、再編前のH3村中線と5小牧原線を1つのコースとして、村中地区から小牧市役所、小牧市民病院を経て小牧駅や小牧原駅を経由するルートで運行することとしたものであります。

こうした中、当該ルートにつきましては、関係法令等に基づく運転手の休憩などを行う場所をルート上の中間地点であり、目的地として利用者のニーズが最も高かった小牧市民病院のロータリーとしたことから、小牧駅から小牧市民病院を経由し、村中方面に向かう場合には発生しませんが、村中側から小牧市民病院を経由し、小牧駅に

向かう場合には小牧市民病院バス停で運転手の休憩などの時間を挟むため、次の便の発車時刻までお待ちいただかなくてはならない状況が発生しているところでもあります。以上です。

○20番（小川真由美）

小牧駅まで直通で行けない理由ということで、今答弁を部長よりいただきました。

今回、なぜ私がこの質問をするに至ったかというのは、まず区民の声で小牧駅まで直通で行けるというのを期待していたところもあり、皆様も御存じかと思いますが、令和8年度小牧巡回バス再編に係る基本方針ルート（案）の中には、村中線利用者が乗り継ぎなしで小牧駅へ行くことができるというふうにうたっておりまして、基本方針で。

昨年度、区民の声を聞いて、私も当局に再編に当たって、この村中線においては小牧駅まで直で行くことは大丈夫ですかと確認しましたら、この案どおりですというふうに答弁をいただいたこともあり、我々地区のほうでは直接小牧駅へ行くことに期待をしておりました。

しかしながら、こまくるのガイドの時刻表が手元に届きまして、地元の村中区の今言われた8村中線を見ましたら、例えばですけど、1便で朝、地区から村中区から行きますと、一旦市民病院に約9時ぐらいに着いたとして、次、市民病院からの出発が9時21分。20分待たないといけないんですね。なおかつ、一番長く待つのが12時29分に市民病院に着いたときに、次の便が13時4分。30分以上待たないと小牧駅に行けない。

このタイムテーブルを見たときに、ちょっと私驚いたというか、小牧駅まで直接行けるという形で再編をしていただけると聞いてたんですが、小牧駅にそのまま、例えば市民病院でも短い時間や乗り継ぎすぐ行けるならよかったんですけど、20分ましてや30分以上待たないといけないというのは、これは乗り継ぎなしで小牧駅に行けないのではないかということで、大変区民の方も誰もが病院に行きたいわけじゃなく、やはり健康な方からすると小牧駅で催しがあったりイベントがあれば、小牧駅まで直接行きたい。特に、乗り継ぎなしで小牧駅へ行けるという基本方針から、待たないといけないということがありこの質問に至りました。

そこで、今後やはりこういう反省を生かして、村中線の今後の改善についてどのように考えているかお尋ねしたいと思います。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

今回の再編運行につきましては、令和8年4月1日から2か月余りの運行におきまして、こまくる全体としましては大きな混乱はなく運行ができていると考えておりま

すが、コースや利用形態によって賛否それぞれ御意見をいただいているところであり
ます。

今後の改善につきましては、8村中線に限らず、再編後の利用状況や利用者の御意
見等の把握に努め、道路交通状況により設定したダイヤと実際の運行に慢性的なずれ
が生じた場合や、利用実態と著しく異なる状況が見られた場合は、必要に応じてダイ
ヤの調整など見直しを行うことも考えております。

以上です。

○20番（小川真由美）

部長より答弁いただきました。

最後の言葉に尽きると思います。必要に応じてダイヤの調整の見直しを行うことも
考えているということです。ぜひお願いしたいと思います。

区民の中には、1本でも小牧駅へ乗り継ぎなしで行けることを要望しております。
ただ、やはりこういった時刻表などの印刷やすぐにはできないのも理解しております
ので、5年に一度の再編ではありますが、部長のやはり見直しを考えるという中では、
早急にでも考えていただきたいと思います。

最後になりますが、小牧巡回バス再編後のこまくるについての御所見を、市長のほ
うからお願いいたします。

○市長（天野正基）

小牧巡回バスこまくるにつきましては、日頃より日常に多くの方に御利用いただい
ており、市民の皆様の日常生活を支える重要な移動手段として定着していると認識し
ております。

こまくるは平成10年より運行を開始し、これまで幾度かの再編を経て現在に至って
おります。特に、山下前市長の時代には、当時の8コースを23コースまで拡大し、半
径500メートルを利用圏域としてバス停を各所に設置するなど、充実を図ってまいり
ました。

しかしながら、今回の再編では乗換えなしで行きたいなどのニーズに応える形で、
多くのコースを小牧市民病院と小牧駅の両方を經由することとした一方で、運転手不
足の影響などもあり、運行本数が減便となったコースが生じたところでもあります。そ
のため、今後も継続して利用状況などを正確に把握していく必要があると考えており
ます。

こうした利用状況の把握や、今年度予定している公共交通の在り方検討を踏まえ、
おおむね5年ごとに実施しているこまくるの再編に向けた研究を進めていくこととな
りますが、再編後の運行が利用実態と著しく異なる状況が見られた場合などには、次

期再編を待つことなく、必要に応じて見直しを行うことも考えています。

○20番（小川真由美）

市長答弁ありがとうございます。

これも最後の市長が言われた言葉に尽きると思うんですけど、次期再編を待つことなく、必要に応じて見直すことも考えているということでもあります。

声を聞きますと、市民の。運行本数がやはり少なくなった。先日、市役所の総合窓口のところでは、市役所に来る便も少なくなったとか、乗り継ぎに大変苦勞しているという声も聞いております。事実本数が少なくなったのは否めませんし、村中線においては、もともと基本方針の中には乗り継ぎなしで行けるという、こういった方針を我々も期待しておりましたので、ぜひ市民病院での待ち時間が大変現在長いので、今部長や市長の言われたとおり、今後に向けてまた見直しのほうをお願いしまして、この質問項目1を終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、質問項目2に移ります。

ナフサ不足の対応について。

中東の緊張激化に伴うホルムズ海峡の事実上の封鎖により、日本のナフサ供給量は平常時より落ち込み、化学業界や製造業に深刻な影響を及ぼしています。石油化学メーカーによる基礎化学品や合成樹脂の価格引上げが相次ぎ、食品、日用品などの価格上昇にも波及しております。

小牧市においての影響では、燃やすしかないごみ用の指定袋、白袋が不足しており、そのため、5月26日から6月30日の間、指定袋が手に入らない場合に限り、透明・半透明の袋などでも燃やすしかないごみを出せる臨時措置を実施しております。市民生活への影響を考え、迅速に対応していただきありがとうございます。

一方で、今回の事態はごみ袋だけでなく、ナフサを原料とする様々な製品の供給にも影響を及ぼす可能性があります。市民生活や医療現場への影響を確認する観点から、次の点についてお尋ねをいたします。

（1）市の事業における現状について。

事業に必要な消耗品をはじめとする物品の調達が滞るなど、事業に支障がないか現状を質問いたします。

（2）市民病院の現状について。

医療現場では、注射器や点滴パック、手袋などの医療用プラスチック製品の流通が滞り、深刻な物資不足が発生していることがニュース等でも取り上げられております。小牧市民病院における現状を質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について、答弁を求めます。

○総務部長（長尾正人）

それでは、質問項目の2、ナフサ不足の対応について。

（1）市の事業における現状について。

事業に必要な消耗品をはじめとする物品の調達が滞るなど、業務に支障が出ていないかのお尋ねであります。消耗品等の物品の調達を所管しております総務課において把握している限りで申し上げますと、先月中旬に一部メーカーのクラフトテープ、また、今月上旬にセロテープの納品が困難であることを納品業者から伺っております。

そのほかの物品では、今後値上がりした場合の契約金額の変更や、納品が困難となった場合の対応などの問合せを事業者からいただいておりますが、現時点で納品できないと聞いているものはありません。

今後におきましても、社会情勢を注視し、業務に支障が出ないように努めてまいります。

○市民病院事務局長（竹田孝一）

続きまして、（2）小牧市民病院の現状についてであります。

当院では、現在のところ医療機器や医薬品についての物資不足の報告は受けておりません。しかしながら、医療材料のうち、ニトリルグローブやプラスチックエプロン、使用済みの針を捨てるための針捨てボックスなどが供給不安となり、既に値上げされたものや値上げを通知されたものもあります。

また、医療材料ではありませんが、セロテープやガムテープなどのテープ類がメーカーからの在庫停止の上、値上げ予定となっているほか、ビニール袋全般や医療廃棄物を入れるための軟性プラスチック容器についても値上げを通知されております。

当院といたしましては、これらの値上げによる経費の増大をできるだけ抑えられるように、納入業者と交渉を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○20番（小川真由美）

ナフサ不足の対応について答弁をいただきました。

現在、市の事業そして病院において、すぐに大丈夫だよという、問題はないよということでありましたが、やはり一番この話題について市民の方、多くの方が不安視し、そして対応について求めているところであります。

特に、市においては今後もしっかりとしていくということであり、病院においては、今答弁の中で値上げが心配だということで、値上げの通知も来てる。値上げ依頼もある。値上げの予定という中で、そういう答弁を聞いてますと、やはり今後の経営とか

値上げに関して、もしくは患者さんへのサービスの低下などをどういうふうになるのかなというふうにも考えます。

本日は、大変お忙しい中、病院事業管理者が出席していただいております。今、局長が答弁いただいたんですが、病院長として、今後患者へのサービス低下や経営面での影響がどうなっていくか、私としては心配でありますので、所見をよろしく願いいたします。

○病院事業管理者（谷口健次）

先ほど、事務局長が答弁したとおり、プラスチック製品の一部について値上げ等の話は聞いておりますが、現状では患者サービスの低下や経営面に直接影響を及ぼすと、そういった状況とはなっておりません。

しかしながら、一方でこれらの多くはナフサを原料とし、中東情勢の影響を受けやすい石油化学製品であるため、原材料価格の上昇や物流の停滞、これが長期化した場合には、医療材料費の増加による経営面への影響や、一部資材の調達が不安定となる可能性は否定できません。

当院のように、地域において高次医療を提供している病院では、救急や集中治療、手術、そういったところで使用する医療材料の種類、量ともに多く、その確保は極めて重要であるため、今後の動向については引き続き注視してまいります。

当院としましては、必要量に応じた適正在庫の確保や、特定製品や特定業者に依存しない調達先の分散、さらには納入業者との継続的な情報共有、それなどに組みまして、医療提供体制に支障を来さないよう努めてまいります。

今後につきましても、国・県や関係機関の動向を注視しながら、患者サービスの維持と安定した病院運営の両立を図り、市民病院としての役割を確実に果たしてまいりたいと考えております。

○20番（小川真由美）

病院長ありがとうございます。

ただいま御所見をいただきましてよく分かりましたし、本当に患者さんサービスのためにしっかりと取り組んでいただけたということでありました。大変お忙しい中出席いただき、答弁をいただき、重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

今後も、社会情勢や物価動向を注視しながら、患者サービスの維持・向上に引き続き努めていただくとともに、市民の皆様が安心して医療を受けられる環境を確保し、安全で質の高い医療の提供に取り組んでいただくことを改めてお願いいたします。

ナフサ不足の対応については、質問項目2、これにて終わらせていただきます。特に、本当にお忙しい中病院事業管理者、どうもありがとうございました。

それでは、質問項目 3、市民四季の森の新事業「四季彩フェスタ」について質問をいたします。

市民四季の森で例年開催されていた「バラ・アジサイまつり」が令和 7 年度で終了し、今年度から新たに「四季彩フェスタ」として、春夏秋冬の季節ごとに開催されるイベントとなりました。

そこで、トータル 3 点について質問いたします。

1 点目、新事業の実施経緯について。新たに四季彩フェスタを実施することとなった経緯について質問いたします。

2 点目では、四季彩フェスタ（春）について。5 月 2 日、17 日に行われた四季彩フェスタのイベント内容についてお聞かせください。

3 点目については、出展者や参加者の声をどう捉えているか質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目 3 について、答弁を求めます。

○都市政策部次長（川島充裕）

質問項目 3、市民四季の森の新事業「四季彩フェスタ」について。

（1）新事業の実施経緯について。新たに四季彩フェスタを実施することとした経緯についてであります。

バラ・アジサイまつりにつきましては、市民四季の森が全面供用開始となった平成 17 年度より、市内外の方々に広く市民四季の森を知ってもらうことを主な目的として開催してまいりました。この間、イベントを通じて、市内外から非常に多くの方々に来園していただき、市民四季の森を多くの方に知ってもらうといった当初の目的は、おおむね達成されたものと考え、20 回目の節目を迎える令和 7 年度をもちまして、バラ・アジサイまつりを終了することとしました。

折しも、令和 7 年度は市制施行 70 周年の節目の年でもあることから、記念事業として位置づけ、多目的広場での気球体験やくつろぎ広場での移動動物園を実施するなど、例年に比べ内容を充実して実施したところであります。

そして、今年度から新たに開催する四季彩フェスタは、バラやアジサイだけではなく、季節ごとの市民四季の森の魅力や、園内の施設の周知・活用を図ることを主な目的として開催するものであり、1 年を通じて季節ごとにイベントを実施することとしたものであります。

次に、（2）四季彩フェスタ（春）について。

ア、5 月 2 日、17 日に行われた四季彩フェスタのイベント内容についてであります。

初めに、5月2日に実施した内容につきましては、市民四季の森内のちびっこ動物村において、ふだんはちびっこ動物村にいないカピバラやモルモット、リスなど、15種類程度の動物を展示した移動動物園を実施しました。この移動動物園では、展示動物を観察するだけではなく、一部の動物に触れたり、餌やりをする体験なども行いました。

次に、5月17日に実施した内容につきましては、園内施設の活用を図るため、実施場所を分散して開催しました。くつろぎ広場では、小牧コミュニティ広場として、小牧市内で活動する10団体の市民団体が参加の下、様々な体験を楽しんでいただくブースを設けたほか、自然や緑化に親しむブースを設置するなど、市民と協働でイベントを実施しました。

また、見頃のバラを楽しんでいただくため、バラ園においてバラ探しラリーを実施したり、水辺の音楽広場における市内中学校の吹奏楽部の演奏、ちびっこ動物村でのフクロウやコンドルの猛禽類が飛行するフライトショーの開催など、園内の各施設を活用しながら各種イベントを実施しました。

なお、飲食関係につきましては、東駐車場付近と水辺の音楽広場付近に、昨年度より4台増の計8台のグルメキッチンカーが出店し、より様々なグルメが楽しめるようにしました。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

続きまして、イ、出展者や参加者の声をどう捉えているかについてであります。

初めに、出展者の声についてであります。5月17日にくつろぎ広場にブースを出展した方からは、イベント後に聞き取りを行ったところ、個々のブースに来られる人数が増えたとの御意見をいただきました。

次に、参加者の声についてであります。5月2日については、移動動物園に来られた方にアンケートを実施し、回答をいただいた全ての方が「とても満足」「満足」との回答でありました。また、このイベントでよかったと感じた点は、「動物と実際に触れ合えたこと」、「記念撮影ができたこと」などであり、改善したほうがよいと感じた点は、「動物の数や種類を増やしてほしい」などでありました。

また、5月17日については、くつろぎ広場内の本部テントにおいてアンケートを実施し、110名から回答をいただきました。回答をいただいた95%の方が「とても満足」「満足」との回答でありました。いただいた御意見としましては、「バラの花の種類が多さにびっくりしました。」「新しいイベントがあってよかった。」「吹奏楽の演奏がとてもよかった。中学生が頑張っている姿はいいですね。」などでありました。

アンケート結果などから、両日のイベントともおおむね好評であったと考えており

ますが、四季彩フェスタは今年度から新たに実施するイベントでありますので、まずは1年を通してイベントを開催してみて、様々な御意見を聞きながら改善を加え、よりよいイベントにしていきたいと考えております。

○20番（小川真由美）

答弁いただきました。

四季彩フェスタになった経緯については、理解したところであります。

5月の17日に私も小牧市国際交流協会の総会交流会後に、市民四季の森へ行きました。そこでちょっと感じたことというか、印象を話したいと思います。

やはり、以前のバラ・アジサイまつりと比べるとブースが少なくなっており、特にくつろぎ広場では、私の行った時間帯にはあまり人がいなかったという印象があります。また、これは市民からの声ですが、その声をお伝えしたいと思います。

「野菜や飲食の販売ブースが少なく、全体的ににぎわいや盛り上がりには欠けていた。」、竹馬や竹とんぼなど、昔ながらの遊びを体験できるコーナーの充実を求める意見や、加えて、会場へのアクセスに関しては、「市の巡回バス等の運行本数が少なく不便。」との声があり、また、「案内用パンフレットがない。」ほかには、「東の会場出入口付近の信号について安全面に不安を感じた。」という声を聞きました。

そこでもう一つ、これは再質をしたいと思うんですけど、四季彩フェスタでは4月からフォトコンテストが行われています。フォトコンテストがInstagramでの応募に変わりましたが、これまでの応募者からは応募のやり方が分からないなどの意見がありました。応募方法を見直す考えなどあるか、まずこれについて再質の答弁を求めます。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

これまでのバラ・アジサイまつりにおけるフォトコンテストでは、所定のサイズで現像した写真を提出する応募方法としておりましたが、応募者からは「現像するのに費用がかかるので、現像しない方法にしてほしい。」「スマートフォンで撮った写真で応募できるようにしてほしい。」「もっと手軽に応募できるようにしてほしい。」などの御意見をいただいております。

こうしたことから、四季彩フェスタでは、これまでのフォトコンテストの実施方法を見直し、Instagramを活用した応募方法としたところであります。その理由ですが、Instagramは写真や動画をメインに投稿できるSNSの1つであり、ユーザー数が多く検索機能が優れていることなどから拡散効果が高く、市民四季の森のPRにつながるものと考えたからでございます。

しかし、Instagramを活用したフォトコンテストに対しましては、Instagram

ラムを使っていない、インスタグラムの使い方が分からないといった御意見もいただいているところであります。

したがいまして、こうした御意見を踏まえまして、より多くの方々に御応募いただけるよう、秋に実施予定のフォトコンテストでは実施方法について検討したいと考えております。

以上です。

○20番（小川真由美）

ただいま答弁いただきました。

これも最後の答弁に尽きると思うんですけど、秋のときには方法を検討したいということでもあります。インスタグラムでのフォトコンテストの申込みは、まず小牧には多くの写真クラブもあり、高齢の方から写真好きな方から、多くの方がカメラを構えて美しいバラ・アジサイ、そして四季の森を撮って、現像する喜びもあると聞いてます。

そういった中、私も写真を撮るのが好きですので、早速携帯ですけど写真を撮りまして、インスタグラムに載せてみようかな、応募してみようかなという形で、いろいろと説明を読んでトライしていったんですけど、正直難しかったです。

そういった中で、担当の方に聞いて最終的には応募ができましたが、より多くの方にやはり応募をしてもらうには、このインスタグラムを使ってない人、分からない人からすると、フォトコンテストに応募ができない、参加ができないという形になります。ですので、今部長が答弁最後にされましたけど、秋の場合にはこういったフォトコンテストの実施方法を検討したいということですので、まだ始まったばかりですので、多くの方の意見を聞いてまた改善に努めていただきたいと思います。

それでは、次の再質問ですけど、大変5月17日も暑い日でした。虹の滝では多くの子どもたちが遊んでいました。そこで、虹の滝では子どもたちが水に入って遊ぶ中、こういった温暖化で暑い日も今後続きますので、利用する人が増えると思います。特に気になるのが、水質管理についてどのようにされているのか答弁をお願いします。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

市民四季の森の虹の滝につきましては、壁面を滝のように水が流れ落ちるほか、一定の間隔で壁面からミストが噴き出る構造となっており、滝の前には深さ15センチ程度の水がたまる構造になっております。この虹の滝は、修景施設として整備されたものであるため、水深も浅く遊泳ができる施設ではありませんが、簡単な水遊びができる程度に水質の衛生状態を保っているところであります。

しかし、議員御指摘のとおり、昨今暑い日が多くなっているため、虹の滝に涼しさ

を求めて訪れたり、水の中に入って水遊びを楽しむ子どもたちが増えている状況であります。そのため、今後は清掃や薬剤投入、各種検査の頻度を増やすなど、より一層高い水準の衛生状態を確保するとともに、利用上のルール遵守をお願いしながら、市民四季の森の魅力ある施設の1つとして積極的な利用促進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○20番（小川真由美）

虹の滝、水質の管理について答弁をいただきました。

特に、温暖化ということでもとても暑いとどうしても人々は水・ミスト、もしくは水遊びがしたくなります。先ほども述べさせていただきましたが、5月17日はとても暑い日で、私が四季の森に行ったときに一番集まっていたのがこの虹の滝でありました。虹の滝付近にはパラソル、もしくは小さなテントも立てて、ファミリーとか子どもたちが楽しんでいたのをとても印象に思っております。

そういった中、以前もこの水質に関しては質問があったと思いますが、やはり子どもたち、そして誰もが水を、ここは特に虹の滝ということですので、遊べる、そういった水質管理により気をつけて今後とも取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、再質問としては最後になりますが、四季彩フェスタについてお尋ねしたいと思います。

市民の皆様からいろいろな意見、先ほども述べましたが要望も寄せられております。市といたしましては始めたばかりですので、アンケートにおいてもよい意見が多くという答弁をされてたんですが、やはり今言いづらいところもあると思います。そういったときには、やはり我々議員にもこういう改善をしてほしいとか、いろんな意見が来る中で、先ほど私も市民の意見、そして声を述べさせていただいたんですけど、こうした声を今回の開催結果を踏まえ、今後どのような方向性で、あとはまだ夏、秋、冬と残っておりますので、この事業を盛り上げていこうと考えているのか。市の考えをお尋ねします。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

四季彩フェスタにつきましては、季節ごとの特徴を生かしたイベントを開催していきたいと考えております。現時点での予定ではありますが、夏は夜間開放による星空観察会、秋はくつろぎ広場での焼き芋体験、来園者が少ない冬は春に好評であったイベントを形を変えて実施するなど、1年を通じて来園者の増加を図っていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、四季彩フェスタは今年度から実施するイベントでありますので、1年を通じてイベントを開催した上で、様々な御意見をお聞きしながら改善を加え、多くの方々に来場していただけるような魅力的なイベントにしていきたいと考えております。

以上です。

○20番（小川真由美）

市民四季の森が持つ豊かな自然や施設の魅力を1年を通じて発信できる事業として、また、四季それぞれの特徴を生かした魅力あるイベントを展開するとともに、その効果を十分に検証しながら、市民満足度の向上や来園者の増加につなげる事業になることを期待しております。

市民の皆さんはもちろん、市外からも多くの方々に訪れていただける市民四季の森の新たな魅力を創設する事業となるよう、引き続き創意工夫とさらなる充実をお願いしたいと思います。ただいま部長より答弁いただきました、まだスタートしたばかりの四季彩フェスタ。春は終わり、多くの方の意見を聞き、夏、秋、冬の新しい事業に期待をしております。よろしくお願いいたします。

最後になりますが、昨年度の議会より今私が来ておりますポロシャツ、これらの市で何十周年記念で昨年つくられ、今年は胸の元に小牧というマークの入ったポロシャツで議会をしていいということも解禁になり、今日改めてポロシャツを着てきました。よく見ると市長も着ていただいているということで。

我々これを着ることによって、また小牧市のPRにもつながっていくかと思っておりますので、これからもしっかりと市民の声を聞いて、よりよい小牧のために頑張ってまいりたいと思っております。

以上をもちまして、質問項目3点全てを終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、余語議員。

○8番（余語 智）

議長のお許しをいただきましたので、先に通告をしました質問項目1点につきまして、質問をさせていただきます。

それでは、質問項目1、熊等の緊急銃猟に備えた事前準備についてであります。

毎日のように熊が市街地を含めた各地で出没し、被害が相次いでいるニュースを目にします。環境省によると、全国で令和7年度に発生した人身被害件数は216件で、被害者238人のうち死者は13人と、いずれも過去最多でありました。被害は東北地方

が中心であります。中部では長野県11件、富山県5件、岐阜県4件となっており、愛知県での被害はありませんでした。

我が国では明治期以降、熊を有害鳥獣として積極的に駆除してきましたが、1990年代に狩猟の禁止や捕獲の自粛といった保護政策に転換されました。それにより個体数は増える一方、中山間地域の人口減少や高齢化が加速し、里山の管理がおろそかになったことも近年の出没増の要因になったと考えられます。

政府は今年の3月、令和12年度までの熊被害対策のロードマップを策定しました。中部地方では、令和8年度の捕獲目標を3,500頭と定め、現在1万7,500頭余りとされる個体数を5年間で1万1,000頭にする方針を打ち出しました。大胆な施策だと思いますが、政府はかなり危機的な状況を認識しているものと捉えることができます。

一方、愛知県ホームページの近隣市町のツキノワグマの出没確認情報を見ると、令和7年度では、瀬戸市内で道路上を歩いている熊を確認するなど、2件でありました。令和6年度は、出没確認情報はありませんでした。令和5年度では、痕跡は未確認ですが、犬山市の入鹿大橋付近での目撃1件、瀬戸市で山道を散策中に目撃されたのが5件、さらに、本市の市民四季の森から少し東側の春日井市神屋町で熊の足跡の確認がされています。幸いにも、本市ではこれまで熊の出没は確認されておりませんが、近隣地域の状況を踏まえれば、今後いつ出没しても不思議ではない状況にあると思います。

こうした中、熊の出没は突発的かつ緊急性が極めて高く、発生後の対応を検討するのでは市民の生命・安全を守る上で遅れが生じるおそれがあります。

そこで質問をいたします。

(1) 有害鳥獣の対応について。

現在、イノシシなどの有害鳥獣に対してどのような対応をしているのか伺います。

(2) 緊急銃猟について。

アとして、令和7年9月改正鳥獣保護管理法の施行により、自治体の判断で緊急銃猟が可能となりました。これまでに、緊急銃猟は全国で72件実施されています。この制度の認識を伺います。

イとして、どのような条件を満たせば緊急銃猟で猟銃使用が可能になるのか伺います。

ウとして、事前準備として緊急銃猟に対応したマニュアル整備は必要であると考えますが、見解を伺います。

(3) 関係機関との連携について。

アとして、庁内の他の部署や警察、県、猟友会との連携をどのように構築していく

のか伺います。

山林は近隣市と広域的に連なっています。イとして、近隣自治体と広域連携をしていく関係はないのか伺います。

(4) 人材確保について。

アとして、緊急銃猟に要する人材は確保されているのか伺います。

政府は、狩猟免許を持つ人を公務員として任用するガバメントハンターの確保支援を打ち出しました。イとして、狩猟免許を持つ公務員「ガバメントハンター」として、人材確保の認識をお伺いいたします。

以上、誠意ある答弁を期待いたしまして、本項目について1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

○地域活性化営業部長（落合健一）

それでは、質問項目1、熊等の緊急銃猟に備えた事前準備について、順次御答弁申し上げます。

初めに、(1) 有害鳥獣の現在の対応についてのお尋ねであります。

本市における有害鳥獣への対応につきましては、農作物被害の防止及び市民生活の安全確保を目的として、小牧市鳥獣被害防止計画に基づき、関係機関と連携しながら対応をしております。

その内容ですが、イノシシなどの大型獣につきましては、市の東部地域で目撃情報が多いため、小牧市猟友会へ捕獲目的の業務を委託し、おりやわなの設置、巡回、維持管理、被害圃場の現地調査を実施しております。

小型獣であるヌートリア、アライグマ、ハクビシンなどについては、小牧市猟友会への捕獲目的の業務委託に加え、市の独自の取組として小型捕獲おりの貸出しを行うなど、被害の軽減に努めているところであります。

また、イノシシなどの大型獣については、人身被害、交通事故などの生活環境被害を招くおそれがあることから、目撃情報などが寄せられた場合には、速やかに小牧市猟友会へ巡回強化などを依頼するとともに、市ホームページにおいて注意喚起を行っております。

加えて、学校教育課とも情報を共有し、近隣の小・中学校において注意喚起が必要と判断される場合には、学校と保護者をつなぐ連絡ツールアプリ「テトル」を活用し、児童生徒及び保護者への情報発信を行うとともに、市公式LINEにおいて小学校区単位での配信が可能であることから、広報広聴課と連携し、必要な地域に限定した情

報配信を行うなど体制を整えているところであります。

次に、（２）緊急銃猟についてのア、改正鳥獣保護管理法の施行により緊急銃猟が可能となったが、その認識についてであります。

令和７年９月に施行された鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（以後、「改正鳥獣保護管理法」といいます。）が、これにより、緊急銃猟が実施できる制度が整備されたところであります。

緊急銃猟とは、住居、広場、その他の人の日常生活の用に供されている場所、または電車、自動車、船舶、その他人の日常生活の用に供されている乗り物に、危険鳥獣であるヒグマ、ツキノワグマ、成獣のイノシシが侵入していること。または、侵入するおそれ大きいことを把握し、かつ当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合などにおいて、市町村長の判断により、当該危険鳥獣について銃猟することができる制度であります。

しかしながら、本制度は環境省が制度として示しているものであり、市街地などにおける当該危険鳥獣の出没に対し、住民の生命・安全の確保を最優先とするため、市長の判断・指示により緊急に銃器を使用することが可能となるものであるため、極めて例外的かつ最終的な措置として位置づけられている制度であると認識しております。

次に、イで、どのような条件を満たせば緊急銃猟で猟銃使用が可能になるかであります。

緊急銃猟については、改正鳥獣保護管理法におきましても、原則として市街地、その他人の居住地における銃器の使用は、公共の安全確保の観点から厳しく制限されておりますが、人の生命又は身体に重大な危険が現に生じている場合、またはその危険が切迫している場合には被害防止を最優先とし、必要最小限の措置として銃器の使用が可能とされております。

その実施に当たりましては、環境省が示す「緊急銃猟ガイドライン」に記載されている場所、緊急性、方法、安全性の確保の４つの条件を全て満たす必要があります。

初めに、場所として当該危険鳥獣が住居、広場、その他人の日常生活の用に供されている場所、または電車、自動車、船舶、その他人の日常生活の用に供されている乗り物に侵入していること。または侵入するおそれ大きいこと。

次に緊急性として、当該危険鳥獣による人の生命または身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合。

次に方法として、銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲などをすることが困難であること。

次に安全性の確保として、銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他人の生

命または身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるとき、となります。

このため、単に人の日常生活圏ではないという場合や、人に銃弾が当たるおそれがある場合などは、緊急銃猟を行うことができません。こうした法の規定及び趣旨を踏まえ、緊急銃猟は例外的に認められる、あくまで最終的な措置であり、慎重な判断が求められるものと考えております。

次にウで、事前準備として、緊急銃猟に対応したマニュアル整備は必要と考えるが、その見解についてであります。

議員の言われますとおり、緊急銃猟は平時には想定しにくく、かつ緊急時には迅速で的確な対応が求められるため、事前に役割分担や判断手順を明確にするマニュアルを整備しておくことは必要であると考えております。

次に、（３）関係機関との連携についてのアで、庁内の他の部署や警察、県、猟友会との連携をどのように構築していくのかであります。

緊急銃猟の実施は、市民の日常生活に対し大きく影響を及ぼしかねないため、単一の部署で対応できるものではなく、庁内関係部署をはじめ、警察、県、猟友会など、多くの関係機関との緊密な連携が不可欠となってまいります。

そのため、庁内連携につきましては、市民の安全・安心を確保するため、関係する部署がそれぞれの役割を明確にし、情報共有や意思決定が円滑に行える体制を構築しておく必要があります。警察とは、住民の避難誘導や交通規制、現場での安全確保などについて、緊急時に迅速な連携が取れるよう平時から連絡体制や対応手順を確認しておくこと。県とは、法令解釈や技術的助言、広域的な連携調整の面での協力体制が必要となってまいります。また、猟友会とは捕獲に当たる人材の確保や出動体制、安全管理に関する認識を共有しておくことが重要となってまいります。

そのため、緊急銃猟マニュアルの策定に際して、それぞれ関係機関の役割を明確にするためにも、意見交換や協議を重ね相互の連携を構築していきたいと考えております。

次にイで、近隣自治体との連携の考えについてであります。

緊急銃猟に対する考え方やその判断条件などは、自治体ごとに異なってくるものと考えられるため、統一した取扱いとすることは難しいものと考えております。しかし、当該危険鳥獣の行動範囲は、自治体の境界を越えることも想定されることから、近隣自治体と広域連携することは必要であると考えます。

今後、本市の緊急銃猟マニュアル作成に向け、近隣自治体と情報交換、情報共有を図りながら、連携について検討していきたいと考えております。

次に、（４）人材確保についてのアで、緊急銃猟に要する人材は確保されているの

かであります。

緊急銃猟は、人の生命または身体に重大な危険が差し迫っている場合に限り実施される、極めて例外的な措置であることから、緊急銃猟に従事する者には高度な安全意識と専門的な技能が求められます。

具体的には、銃器の取扱いに関する法令を遵守し、十分な知識と経験を有する狩猟者であることに加え、市街地などでの活動が想定されることから、周辺の安全確保や警察など関係機関との連携が適切に図れることなどが必要な条件となります。

現在、本市では、日頃から有害鳥獣の捕獲・駆除を委託している小牧市猟友会が、こうした技能と経験を有する担い手として中心的な役割を担っていただいております。しかし、小牧市猟友会からは、現時点において熊の捕獲経験がある者は少ないともお聞きしており、緊急銃猟に要する人材の確保は十分ではないと認識しています。

このため、今後緊急銃猟が必要な状況になった場合には、県に助言を求めるなど、必要な人材の確保ができるよう努める必要があると考えております。

次にイで、ガバメントハンターの確保についてであります。

ガバメントハンターとは、一般的に自治体に雇用・任用され、熊などの野生鳥獣への迅速かつ専門的な対応を担う狩猟人材を指す呼称であります。猟友会などと連携しつつ、捕獲の担い手不足や高齢化に対応し、平時から緊急時まで安定的に対応できる体制の強化を図ることを目的として導入されているものであります。

ガバメントハンターとしての人材確保につきましては、熊をはじめとする大型獣への迅速な対応・体制の強化を図る観点から、熊被害が深刻な地域においては、まだ少数ではありますが既に導入事例があることは承知しております。

本市におきましては、地域柄これまで熊の目撃情報は確認されておらず、主に対応しているのはイノシシであります。日頃から小牧市猟友会の御協力により、幸いにも市街地に至る前に対処いただいているところであります。

このことから、現段階においては、本市としてガバメントハンターを確保する考えはありません。

以上であります。

○8番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。

（１）のアの有害鳥獣の対応であります。特にイノシシの捕獲については猟友会なくして対応はできません。しかしながら、猟友会の方に聞くと、捕獲もさることながら設置してあるおりやわなの見回りも定期的に行っていることで、もう手いっぱいだとお聞きをいたしました。現在、犬山市ではこれ以上猟友会に負担をかけられない

として、環境面の対策として住民主体で荒れた里山の竹を伐採し、下草を刈って見通しをよくすることでイノシシの侵入を防ごうと、軸足を変えようとしております。

いずれにしましても、猟友会の皆さんとは情報交換をするなど、連携を密にしてこれからの対応をよろしくお願いいたします。

(2) アの緊急銃猟については、市長の判断・指示により緊急的に銃器の使用が可能となり、極めて重い責任を負うことになります。

そこで、再質問をいたします。

市長の判断・指示により緊急銃猟での発砲の際、建物への損傷や人身事故が発生した場合等の補償や賠償問題はどのようになるのか、お伺いいたします。

○地域活性化営業部長（落合健一）

緊急銃猟に係る補償につきましては、改正鳥獣保護管理法において、その取扱いが明確に規定されております。具体的には、同法第34条の6において、「市町村長は、緊急銃猟の実施または緊急銃猟のための土地への立入り等の措置により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする」と規定されています。

この規定に基づき、緊急銃猟の実施に伴い、建物や車両等に損傷が生じるなど、通常想定される物的損失が発生した場合には、実施主体である市町村が補償を行うこととなっております。

また、緊急銃猟の実施により、万が一、人身事故が発生した場合には、これは損失補償ではなく、国家賠償法に基づき市町村が賠償することになります。

このように、緊急銃猟は市町村長の判断と責任の下で行われる公務であり、その実施に伴う補償や賠償についても、法に基づき市町村が責任をもって対応する制度として整えられているところであります。

○8番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。

補償・賠償については、法に基づき市が責任を持って対応することが分かりました。このようなことがないことを祈るばかりであります。

(2) イの緊急銃猟は、緊急銃猟ガイドラインに基づく場所、緊急性、方法、安全性の確保、この4つの要件を全て満たすことにより実施できることが確認できました。

ウのマニュアル整備については、整備の必要性を認識されていることが分かりました。

ウについて、再質問をいたします。

市街地に熊が侵入し、人命に危険が迫る中、緊急銃猟の体制がない本市のような自治体は、どのような対応となるのかお伺いをいたします。

○地域活性化営業部長（落合健一）

緊急銃猟の体制がない自治体では、警察との緊密な連携の下、警察官職務執行法第4条に基づく避難の指示、通行の禁止、その他必要な措置を講ずることとなってまいります。

具体的には、市民の迅速な避難誘導、周辺道路の交通規制、現場の立入り制限を行うとともに、追い払いを行うなど、実施可能なあらゆる手段を講じて人命の安全確保を最優先にした対応を行うこととなってまいります。あわせて、必要に応じて県や関係機関の支援を仰ぐということになってまいります。

○8番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。

緊急銃猟の体制がない自治体では、警察官職務執行法による対応となることが分かりました。

例えば、市街地で緊急性がある中、現場にはハンターのみがいたとしても警察官職務執行法で警察官命令外の発砲は不可となります。また、刑法37条に基づく緊急避難の手法というものも考えられますが、これは理論上発砲可能であっても、補償や法的責任が不透明であります。その結果、初動対応が遅れ、甚大な被害につながりません。

また、県警本部の全国調査では、通報から現場到着、駆除までの時間は最低30分。最長8時間。平均2時間30分とされ、即時対応が困難な状況と言えます。警察、市、ハンターとの連携強化が重要であると考えます。

もう一つ、ウに関して再質問をいたします。

近隣自治体の緊急銃猟マニュアルの整備状況をお伺いいたします。

○地域活性化営業部次長（伊藤加代子）

令和8年4月に、愛知県が県内市町村を対象に実施したアンケート調査結果によりますと、調査日時時点で既に緊急銃猟マニュアルが整備されていた自治体は、設楽町、東栄町、豊根村、瀬戸市であり、令和9年度末までに整備を予定している自治体は、名古屋市、岡崎市、豊田市、犬山市、新城市、豊橋市であります。

○8番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。

各市町が、徐々にマニュアル整備に取り組まれていることが確認できました。

そこで提案をいたします。本格的な緊急銃猟マニュアルの策定には1年を超過するなど、一定の期間を要すると思われます。その間の空白期間を生まないためにも、まずは熊出没時の初動対応に特化した簡易的な運用マニュアルを整備することを提案いたします。

内容としましては、出没時の通報先、市、警察、猟友会の連絡体制、現場指導系統、住民や学校、保育園等への情報伝達、避難誘導基準、熊が市街地に侵入した場合の対応などであります。まずは、これを初めの一步として整理することで初動対応ができ、次のステップにつなげやすいものと考えます。

(3) 関係機関との連携についてであります。緊急銃猟は単一部署での対応は難しい面があります。他部署、他機関と十分な調整連携を図りながら、スケジュール感を持って対応していただきたいと思います。

また、熊の1日の移動距離は約3キロメートルと言われており、かなり広範囲に動きます。近隣自治体との広域的視点に立った連携の構築に期待をいたします。

(4) の緊急銃猟に要する人材確保については、大きな課題の1つであると思います。国・県の人材情報にも注視しながら対応していただきたいと思います。

また、ガバメントハンターについてですが、これまで本市では熊の目撃情報もないことから、現段階ではガバメントカウンターを確保する考えはないということが確認できました。なお、ガバメントハンターの任用は、ツキノワグマの出没に対して、調査から捕獲、駆除までを迅速にできる制度でもあることから、大変有意義なものであると考えます。今後、出没した場合の状況や国・県の支援状況も含めて、総合的に目を向けておくことも重要であると考えます。

令和8年度に入り被害状況を見ると、岩手、山形、秋田で4人もの方が熊により死亡をしました。また、生活圏に現れるケースも目立ち、仙台市、青森市のほか、東京都内でも八王子の小学校近くなどに出没しています。今週においては、宇都宮市の中心部に熊が現れたことで、幼稚園、学校、大学などが休校措置を取る事態となっています。

今回の捕獲に当たっては、住宅密集地ということもありまして麻酔銃を選択されました。栃木県内で麻酔銃を打てる者は、動物園に勤務しているたった1人の獣医師しかおらず、その方が県の許可を得て麻酔銃の発射により捕獲に至りました。なお、宇都宮市はこの動物園と捕獲の委託契約を結ばれております。

それでは、最後の再質問をいたします。

改めまして、緊急銃猟は単なる鳥獣対策ではなく、市民の生活を守る危機管理であると考えますが、見解をお伺いします。

○地域活性化営業部長（落合健一）

議員の言われますとおり、緊急銃猟は、人の生命または身体に重大な危険が差し迫っている場合に実施されるものであり、単なる鳥獣対策にとどまらず、市民の生命・安全を守るための危機管理の一環として重要な側面を有しているものであります。

一方で、本市におきましては、これまで緊急銃猟に該当する事例は確認されておりませんが、近年の全国的な状況を踏まえますと、将来的なリスクにも備えていく必要があります。

そのため、関係機関と意見交換や協議を行いながら連携を構築し、緊急銃猟のマニュアル整備に向け、準備を進めていきたいと考えております。

○8番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。

結びとなりますが、現在小牧市内では熊の目撃情報はないから安全だということではなく、熊は周辺地域から徐々に本市に接近しているかもしれません。出沒していない今だからこそ、私たち一人一人も心がけや備えも必要であると思います。出沒していない今だからこそ、市としても緊急銃猟に備えた事前準備体制を構築し、市民の生命、安全確保に努めていただきますようお願い申し上げ、質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

一般質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

(午前11時47分 休 憩)

(午後1時00分 再 開)

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

次に、鈴木博議員。

○17番（鈴木裕士）

17番、鈴木裕士。

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております質問項目2点につきまして、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速質問項目1、行政サービスの効率化についてお聞きしていきたいと思います。

国立社会保障・人口問題研究所が、2023年4月26日に発表した日本の将来推計人口によりますと、50年後には総人口が現在の約7割に減少し、65歳以上の人口がおおよそ4割を占めると予想されています。

人口急減・超高齢化社会においては、人口減に伴う税収減少だけではなく、行政サ

ービスの低下も懸念されていきます。地方を支える行政サービスは、大きく住民サービス、教育サービス、保健・医療・福祉サービス、公共工事サービス、環境管理サービス、防災サービスの6つに分類され、これらの行政サービスを支える財源に目を向けると、税収の減少傾向や地域間財政格差を踏まえると、サービスの効率化を大きく推進する対策が打たれなければ、地方自治体によってはこれまでの行政サービスを維持できなくなる可能性があります。

そこで、地方において行政サービスを維持するためには、ニーズに合致した行政サービスを提供していくために必要な改革を計画、実行していくことが求められています。そのような状況下で、当市も行政手続のオンライン化、さらには、昨年11月より市役所の開庁時間の変更され、変更によって生み出された時間で業務の効率化と市民サービスの向上につなげようとする取組が行われています。

そこで（１）市役所の開庁時間について。

昨年度、第２回定例会で開庁時間の短縮について質問をさせていただいた時点では、県内では開庁時間の見直しを実施していたのは、みよし市、東浦町、常滑市、知多市の４自治体でありましたが、この１年で多くの自治体で導入が進んでいるようですので、その状況や効果についてお尋ねをさせていただきます。

アとして、県内の他の自治体の見直し状況についてお聞きいたします。

イとして、昨年11月からの本庁舎、東庁舎などの開庁時間が、午前９時から午後４時までに変更され、職員の働き方改革や業務効率化を含め、どのような効果があったのか。開庁時間を変更した効果についてお尋ねをいたします。

ウとして、市民の反応についてお聞きをいたします。

次に、（２）行政手続のオンライン化についてであります。

先ほども申しましたが、今後、予算だけではなく職員も含めた行政の経営資源が右肩下がりの局面を迎えていく中で、市役所にも待ったなしの業務改善に取り組んでいく必要があるという認識の下、開庁時間の変更に伴い、行政手続オンライン化の推進をされていますが、その状況についてお尋ねをさせていただきます。

アとして、オンライン申請の利用状況についてお聞きいたします。

イとして、コンビニ交付の利用状況についてお聞きいたします。

ウとして、本庁舎１階に設置したキオスク端末の利用状況についてお聞きをいたします。

以上、１回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目１について、答弁を求めます。

○市長公室次長（舟橋知生）

質問項目 1、行政サービスの効率化について。

（１）「市役所の開庁時間の変更について」のアとして、県内の他の自治体の見直し状況についてのお尋ねであります。

令和 7 年第 2 回定例会の鈴木議員の一般質問にお答えしましたとおり、昨年 6 月時点では、県内で開庁時間を変更し短縮している自治体は、常滑市、知多市、みよし市、東浦町の 3 市 1 町でありました。

その後の状況といたしましては、本市をはじめとした愛知県下 54 市町村中、37 の市町が開庁時間を変更または変更予定としており、特に、名古屋市を除く 37 の市においては、8 割を超える 30 市が開庁時間を変更または変更予定となっております。

また、開庁時間変更後の実際の開庁時間につきましては、開庁時間を変更または変更予定と申しました 30 市中、近隣の江南市、犬山市、岩倉市を含む 22 市が本市と同じ午前 9 時から午後 4 時までとしております。

以上です。

○市長公室長（駒瀬勝利）

続きまして、イ、開庁時間を変更した効果についてであります。開庁時間の変更については、職員の勤務時間中に事務処理をする時間を確保し、情報共有や政策課題の検討、業務改善を進めることにより、業務の効率化と職員の働き方改革を進め、ひいては市民サービスの向上につなげる目的で実施したものです。

その効果であります。これまでは勤務時間外に行わざるを得なかった事務処理などを勤務時間中に行えるようになったことなどから、職員の時間外勤務が、開庁時間変更の前後で約 12% 減少し、また、おおむね 6 割の職員が勤務時間終了後、速やかに退庁するなど、職員の働き方改革が大きく進んだと考えております。

一方、開庁時間変更に伴う市民サービスへの影響につきましては、窓口受付の発券機データによる前年同時期との比較では、大きな待ち時間の増加は確認されておらず、市役所への電話についても開庁時間以外の直通電話は自動応答となり、緊急時などは代表電話で対応するよう変更しておりますが、特に混乱は把握しておりません。

次に、ウ、市民の反応についてであります。本年 4 月から 5 月にかけて窓口サービスに関する市民アンケートを実施し、273 名の方から回答をいただきました。その結果としましては「開庁時間の変更についてどのように感じているか」との問いに対し「あまり納得できない」「納得できない」の否定的な回答は約 20% の状況となっております。

また、「開庁時間変更により窓口利用で困ったことがあったか」との問いに対し、

「少し困ったことがある」「困ったことがある」との回答も約25%の状況となっております。

次に、開庁時間変更に関する問合せでありますけれども、市民の声等で7件いただいたほか、開庁時間変更直後は窓口終了後に来庁した市民から直接お尋ねをいただくこともありました。しかしながら、変更から半年以上経過した現在はそうした問合せもほとんどありません。

これらの状況を踏まえますと、特に大きな混乱はなかったと考えておりますが、一定の割合で理解等が進まなかった状況も見受けられます。今後も、オンライン申請等の拡充と周知に努めていきたいと考えております。

私からは以上となります。

○市長公室次長（舟橋知生）

続きまして、（2）行政手続のオンライン化について。

ア、オンライン申請の利用状況についてお答えさせていただきます。

市役所で行っている各種手続のうち、6月1日現在では190の手続がオンライン申請に対応しています。その利用状況であります。令和7年度の1年間で約30万4,000件のオンライン申請を受け付けており、オンライン申請に対応している手続の総申請件数が約50万7,000件ですので、その半数以上、約60%を占めている状況であります。

以上です。

○福祉部次長（山本格史）

次に、イのコンビニ交付の利用状況でございます。

コンビニ交付の利用状況につきまして、住民票の写し、印鑑登録証明書及び所得課税証明書の合計の交付件数でお答えします。

開庁時間変更の直前の令和7年10月の交付件数は10,263件、交付件数に占めるコンビニ交付の割合は40%でございます。令和8年3月の交付件数は12,994件、交付件数に占めるコンビニ交付の割合は48%となっております。交付件数については2,700件余増え、コンビニ交付の割合については8ポイント高くなっている状況でございます。

次に、本庁舎1階に設置したキオスク端末の利用状況でございます。

令和7年10月1日に本庁舎1階に設置しましたキオスク端末の利用状況でございますが、住民票の写し、印鑑登録証明書及び所得課税証明書の合計の交付件数で申し上げます。

令和7年10月の交付件数は430件であり、月によって変動はございますが、基本的には毎月増加傾向にあり、令和8年3月の交付件数は686件となっております。

以上です。

○17番（鈴木裕士）

ありがとうございました。

（1）アの県内の他の自治体の見直し状況については、開庁時間変更はほとんどの市町で実践している状況を見れば、これは必然の判断ではなかったかなと思います。

イの開庁時間変更の効果については、変更後も窓口の待ち時間ですね。待ち時間に大きな変化もなかったということで、職員側も昨年度実績に比べ、時間外勤務が減少しており、働き方改革につながっていることが分かりました。

しかし、ウの市民の反応では、一定の方の理解が進まず、否定的な方や困られた方もお見えになるということです。

いみじくも、いや折しもですね。昨日の中日新聞で、豊明市長が「開庁時間を大胆やむなく午後4時まで短縮する自治体に反対する。」といった記事が掲載されていました。全国的な開庁時間短縮の傾向に対して、疑問を投げかける記事となっており、記者は働き方改革や政策立案の時間確保という理由では弱いのではないかとといったような内容でございました。

そこで再質問ですが、この記事に対してどのように受け止められてみえるのかお尋ねをいたします。

○市長公室長（駒瀬勝利）

記事では、何の策もなく開庁時間を短縮することへの疑義、そして短縮の理由について、働き方改革や政策立案時間の確保という点だけでは不十分ではないかという指摘がされております。

本市では、単に働き方改革のためだけで開庁時間を変更するというのではなく、来庁以外の手続の選択肢を広げることで、市民の利便性を損なうことなく職員が業務に集中できる時間を確保し、市民サービスの向上につなげていく取組を両立することを目指し、開庁時間の変更を導入したところであります。

具体的な取組としましては、オンライン申請の拡充や手続の電子化に加え、コンビニエンスストアでの各種証明書の自動交付サービス、AIチャットボットによる案内など、窓口に来なくても手続や相談ができる環境の整備に力を入れ、市民の利便性を損なわないようにしております。

以上となります。

○17番（鈴木裕士）

ありがとうございました。

小牧市の開庁時間の変更では、働き方改革と市民サービスの向上を両立させていけ

るように進められており、代替案も示されていますので、しっかり周知をしていただき、困る方がないようにしていただきたいと思います。

それでは、次の再質問ですけれども、職員についてお聞きしたいと思います。

開庁時間の変更について、職員の反応はどうであったのかをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○市長公室長（駒瀬勝利）

開庁時間変更後の令和7年12月に職員アンケートを実施しており、「業務集中時間を確保できるようになったか」との問いに対して、約6割の職員が「確保できるようになった」「以前より確保しやすくなった」と回答し、「開庁時間の変更によって業務全体の効率は向上したと感じるか」との問いに対しても、約6割の職員が「向上した」「やや向上した」と回答しております。

また、業務に占める窓口対応時間の割合を基にアンケート結果を分析しますと、窓口対応時間の割合が高い職員ほど、業務時間の確保や業務の効率化に効果があったとの回答割合が高い状況となっております。

このような状況からも、窓口対応の多い部署の職員を中心に、多くの職員の働き方改革、業務の効率化が進んだと考えております。

以上となります。

○17番（鈴木裕士）

ありがとうございました。

職員アンケートの結果では、業務集中時間が確保でき、業務効率化が向上できたと感じている職員が多いことが分かりました。

時間外勤務はメンタルヘルスにも大きく影響しますし、若い人が働く上でも重要なポイントであると聞いています。それらのことも踏まえ、引き続き職員の働き方改革を推進していただきますよう、よろしくお願いいたします。

ウの市民の反応については、様々な意見があることは周知しております。今後も引き続き、市民の声に耳を傾けながら取り組んでいただくことをお願いいたします。

次に（2）行政手続のオンライン化の利用状況については、ア、イ、ウともに増加しており、徐々に利用が広がっていることが分かりました。しかし、さらなる利用率の向上ができるのではないかと思います。

そこで（2）の再質問として、コンビニ交付やデジタル市役所のさらなる周知が必要だと思いますけれども、今後どのように進めていかれるのかお尋ねいたします。お願いします。

○市長公室長（駒瀬勝利）

市役所にお越しいただくことなく、時間も気にせず手続きが可能なオンライン申請や、コンビニエンスストアでの各種証明書の自動交付サービスについては、議員が御指摘をしましたとおり、利用促進にむけた市民へのさらなる周知が必要であると考えております。

これまでも、広報こまきや市公式ホームページなどを活用し、定期的にオンライン申請の利用案内などを行ってまいりましたが、今後は、新たに転入出等のいわゆるライフイベントが増えるタイミングに合わせて、効果的な発信を行ってまいります。

また、オンライン申請の入り口として、令和7年5月に7万人以上の皆様に御登録いただいております市公式LINEアカウントにデジタル市役所を開設しております。該当するカテゴリごとに可能な手続きを御案内しており、今後もオンライン申請可能な手続きを増やすとともに、市公式LINEなどを活用し効果的に周知を図ってまいります。

さらに、さきの5月に生成AIを搭載しリニューアルしました「こまき山コンシェルジュ」におきましても、積極的にデジタル市役所を御案内することで、周知と利用促進を図っていきたいと考えております。

以上となります。

○17番（鈴木裕士）

ありがとうございました。

コンビニ交付やオンライン申請等の自動化・無人化のDXの取組も、私を含めてなんですけども、アナログ人間に対しての説明はなかなか大変だと思いますので、我慢強く優しい気持ちを持って取り組んでいただければと思います。

もう一問、関連した再質問をさせていただきます。

本庁舎と市民センターなど、同じような行政サービスを行う施設ごと、開庁時間が異なることは市民にとって分かりにくいと思いますし、効率化の点でも影響があると思いますが、その点についてお聞かせください。

○市長公室長（駒瀬勝利）

市民センターの開庁時間につきましては、令和7年第2回定例会での議員の御質問に対しまして、職員の働き方改革と市民の利便性の向上を十分に考慮し、適切な判断をしていきたいとお答えをしたところであります。

そして、市役所の開庁時間の変更に伴い、市民の利便性が損なわれないよう、味岡、東部、北里の3市民センターにつきましては、戸籍や住民登録、各種証明書の発行などの支所業務の窓口を午前9時から午後5時までとしてまいりました。

しかしながら、本庁舎と窓口開庁時間が異なる午後4時から午後5時までの時間帯

におけます3市民センターの支所業務の窓口の利用状況を分析してみますと、平均で1日当たり9名程度と一定の御利用はあるものの、市役所の開庁時間変更に伴う大きな影響は出ていないことが分かっております。

このような状況も踏まえ、オンライン申請が増えている影響なども加味しながら、市民センターをはじめとした各施設の開庁時間等を随時見直し、さらなる行政サービスの効率化を進めていきたいと考えております。

以上となります。

○17番（鈴木裕士）

ありがとうございました。

市民生活をはじめとした各施設の開庁時間を、随時見直ししていく方針であることが確認できました。ぜひ、当市におきましては、先行実施の利を生かし、変更理由でも述べられていました市民サービスの向上につながる取組に力を入れていただき、市民が誇れる市役所運営をお願いいたしまして、質問項目1を終わります。

続きまして、質問項目2、北西部地区における道路整備について質問をさせていただきます。

私のライフワークでもあります巾下地区の道路整備などの進捗状況の確認ですが、今回は、特に北西部地区の都市計画道路北尾張中央道、国道155号バイパスに絞ってお聞きをし、以降、通称名155号バイパスとお伝えをいたします。

市内東西方向の幹線道路155号バイパス4車線化工事は、県事業ではございますけれども、この質問を後ろ盾として、愛知県公安委員会や愛知県に対し地元の声を届けることによって一層働き方を強め、交通環境の改善の一助になればといった思いからでございます。

そんな155号バイパスと国道41号の交差点である村中交差点は、尾張地方の渋滞の代名詞のような一丁目一番地とも言える交差点であり、東名名神高速道路のインターチェンジ、名古屋高速道路からの出入りの車両が交差点に集中し、交通渋滞が慢性化をしております。

令和3年3月に155号バイパス高架橋凍結対策工事、令和4年5月には交差点西から国道141号名古屋方向の右折2車線化工事が完了いたしまして、僅かながら渋滞緩和になりましたが、近隣の倉庫などの建設ラッシュも相まって、いまだ焼け石に水といった状況でございます。

そこで、（1）村中交差点について、渋滞緩和に向けた取組をお聞きいたします。

次に、村中交差点渋滞にも影響を及ぼしている155号バイパスについてであります。現在、155号バイパスは4車線化工事が市内で2つに分かれて行われており、自才前

工区、入鹿出新田工区と2工区ありますが、今回は進捗状況が一番遅い地元の入鹿出新田工区に絞ってお聞きをしてみたいです。

アとして、整備状況についてお尋ねをいたします。

イとして、今後の整備スケジュールについてお聞きをいたします。

以上、誠意ある御答弁を期待いたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について、答弁を求めます。

○建設部長（堀場 武）

質問項目2、北西部地区における道路整備について。

（1）村中交差点について。渋滞緩和に向けた取組についてのお尋ねであります。

村中交差点につきましては、国道41号と北尾張中央道が交差し、東名・名神・名古屋高速道路のインターチェンジが近接するなど、広域的な交通の要衝であり、北西部地区の中で最も渋滞が激しい交差点であることから、村中交差点の渋滞対策は北西部地区の基盤整備を進める上で、優先的に取り組むべき重要な課題と考えております。

これまでも交通の円滑化を図るため、国道41号の6車線化や北尾張中央道の右折帯の2車線化など、渋滞対策を実施してきたことにより一定の効果が現れたところですが、近年の道路整備の進捗に伴う物流施設などの立地が加速する中で、村中交差点のさらなる渋滞対策が必要な状況であると考えております。

また、村中交差点は終日、慢性的に渋滞が発生していることから、本市のみならず近隣市町、周辺企業、商工会議所等の経済団体からもさらなる対策を求める声が高まっており、名濃道路建設促進期成同盟会などを通じて、国や愛知県に対し重要物流道路の候補路線に指定されている高規格道路である名濃道路の調査推進と、村中交差点の抜本的な渋滞対策の推進を最優先課題として、本市をはじめ近隣市町と一体となって強く要望しております。

要望に対しまして、国からは北尾張中央道の4車線化による影響を含め、愛知県道路交通渋滞対策推進協議会で対応を検証する旨の見解が示され、県からは国道41号沿いの企業立地が進む状況を踏まえ、6車線化後の村中交差点における渋滞対策が不可欠であるとの認識が示されております。

このように、国や県としても村中交差点の渋滞対策を重要な課題として認識していることから、今後も国、県、近隣市町等と連携し、渋滞緩和につながる取組を継続して行っていきたいと思います。

続きまして、（2）都市計画道路北尾張中央道（国道155号バイパス）入鹿出新田工区について。

アとして、整備状況についてのお尋ねであります。

大口町との市境にある替地交差点から、村中小学校北交差点までの「入鹿出新田工区」につきましては、暫定2車線で供用しており、4車線化に必要な用地はおおむね確保されておりますので、事業主体である愛知県において4車線化整備が進められ、現在は大口町替地交差点から市道村北1号線までの区間で、南側の歩道整備が進められております。

また、中央分離帯の設置に伴う地域分断に対する裏道対策として、交差する市道の道路整備についても、北尾張中央道の整備進捗に合わせて、北尾張中央道以南の市道宮後1号線及び市道村北1号線において、令和6年度から道路整備に着手しております。

市道の具体的な整備内容につきましては、市道宮後1号線では、市道に沿って流れる準用河川河内屋川を暗渠化し、幅員約8メートルの道路に整備いたします。また、市道村北1号線では、水路の蓋かけによる拡幅整備を進めております。

さらに、村中小学校北交差点における南北路線である県道小口名古屋線では、右折待ち車両による渋滞を緩和するため、愛知県により令和8年5月末に暫定形態での右折帯が整備されております。

いずれにしましても、4車線化の整備には相当の期間を要しますが、早期完了に向け関係機関との連携を一層強化してまいります。

続きまして、今後の整備スケジュールについてのお尋ねであります。

入鹿出新田工区の今後の整備につきましては、昨年度に引き続き、大口町替地交差点から市道村北1号線までの区間で、北側の歩道整備が進められる予定であります。また、市道村北1号線から市道宮後1号線までの一部区間においても、北側の歩道整備にも着手する予定であると愛知県より伺っております。

裏道対策の交差する市道の整備につきましても、引き続き北尾張中央道以南の市道宮後1号線及び市道村北1号線の整備を進めるとともに、北尾張中央道に並行する市道郷内1号線においても、市道村北1号線から市道高笹1号線との丁字交差点までの区間で道路整備を進めるため、用地調査及び道路詳細設計を進めているところであります。

いずれにしましても、お地元の協力なくしては円滑な事業の推進は困難でありますので、引き続きお地元や愛知県などの関係機関と連携を図りながら、着実に事業を進めてまいります。

○17番（鈴木裕士）

ありがとうございました。

(1) 村中交差点に関しては、繰り返すにはなりますけれども、東名・名神・名古屋高速道路の出入口が集まり、国道2路線が交差する交差点ですから、誰が考えてみても渋滞することは明かです。国・県ともに渋滞対策を重要な課題として認識し、県においては渋滞対策が不可欠であるということですので、ぜひよろしくお願いいたします。

皆様御承知のとおり、村中交差点の通通勤時間帯は、交差点の東西南北どの方向からも渋滞していますけれども、特に最近、東の間々原方面からの左折車両が増え、自才前交差点付近からもう既に渋滞が発生しています。市としてもいろいろ大変だとは思いますが、引き続き粘り強く、愛知県への働きかけを強力に進めていただきますようよろしくお願いいたします。

(2) アの整備状況については、大口町替地交差点から整備が進められていることは私も地元住民として実感しています。現在、地元の最大の関心事は、本日も入鹿区民の代表する方々が傍聴にお越しいただいておりますが、河内屋川を暗渠化して約8メートルの道路へ整備される市道宮後1号線と155号バイパスが、感應式信号機付交差点になるのか。あるいは、中央分離帯設置で交差点にはならず、左折のみで利便性が失われるのかといった問題でございます。

令和5年第2回定例会や、令和6年第4回定例会でも私からも要望させていただき、昨年2度の地元説明会でも区民の多くの方から強い要望がございました。また、市からも、愛知県公安委員会と県へ粘り強く働きをしていただいた結果、今年2月に交通量調査としては大変珍しく、2回目の交通量調査が行われました。

そこで、再質問をさせていただきます。

2月の交通量調査の結果を踏まえて、市道宮後1号線との交差点における感應式信号機設置に向けた市の見解をお聞きいたします。

○建設部長（堀場 武）

当該交差点の信号機設置につきましては、地域住民の利便性を最優先に考え、設置権限を有する愛知県公安委員会へ、道路管理者である愛知県とともに協議を重ねてまいりました。

愛知県公安委員会との協議において、歩行者の横断を目的として既存の押しボタン式信号機を維持することで協議が調っておりますが、車両が横断可能となる感應式信号機の設置につきましては、4車線化整備の進捗に伴う交通状況の変化を踏まえ、適切な時期に改めて協議に応じる旨の条件をいただいております。前回交通量を調査した令和元年11月から相当の期間が経過したこともあり、県において令和8年2月に改めて交通量調査を実施いたしました。

調査結果では、新たな物流施設の開業に伴う交通量の増加や、裏道の利用などの交通転換等により、前回の調査と比較して交通量が増加していることを確認いたしました。今後は、今回実施いたしました交通量調査の結果を踏まえ、4車線化整備の進捗に伴う交通状況の変化を勘案しながら、適切な時期に県とともに愛知県公安委員会と改めて協議を重ねてまいります。

○17番（鈴木裕士）

ありがとうございました。

交通量調査の結果を踏まえて、4車線整備の進捗に伴う交通状況の変化を注視し、しかるべき時期に愛知県公安委員会と再協議を進めていただきたいと思います。

今は、人事を尽くして天命を待つといった心境で、私も地域住民も願っている。祈る気持ちで待っている。それは一言交差点だ。入鹿区民の胴上げだ。といった、どこかの球団の応援歌のような切実な思いでございます。

もちろん、私も長年ライフワークとして取り組んでまいりました地域住民の代理、代表である私ですけれども、結果次第では、何らかの責任を取る覚悟であります。

（3）イについては、入鹿出新田工区の今後の整備スケジュールを裏口対策整備も含めてお聞きいたしました。村中小学校北交差点から、大口町境までの入鹿出新田工区は用地買収がおおむね終わっているとのこと。私の考えでは、用地買収が完了していれば残りは工事だけですので、事業スケジュール的には三、四年で完了すると思います。

一方、市が進める裏道対策では、村北1号線の蓋がけ工事や、宮後1号線の河内屋川暗渠化、来年度以降には郷内1号線の道路整備など、3つのプロジェクトがあります。昨年度の裏道対策の当初予算は6,100万円。今年度は5,200万円で、これは愛知県の工事費に比べ大変少額であります。このため、愛知県との工事進行速度に差があるように感じます。

そこで、再質問をさせていただきます。

愛知県が実施している4車線化工事の完了時期に、市が実施している裏道対策事業の完了時期を少しでも近づける考えについて、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○建設部長（堀場 武）

北西部地区における慢性化している交通渋滞の緩和のため、北尾張中央道の4車線化工事は大変重要な事業であると認識しております。また、それに伴い入鹿出新田地区の皆様が日々利用されている生活道路の裏道対策の整備も、利用者の利便性や円滑な交通を向上させる上で重要な事業であります。

しかしながら、限られた財源の中、市内各所で進められております道路事業のバランスなども考慮し、裏道対策の事業効果が最大限発揮できるようあらゆる面で可能な限り努力をし、愛知県や関係機関との連携を密にして事業進捗を図ってまいりたいと考えております。

○17番（鈴木裕士）

ありがとうございました。

県事業の155号バイパス4車線工事終了時には、市行事であります裏道対策工事も少なくともめどが立っている状態になって、4車線になった155号バイパスがスムーズに供用開始ができるよう、よろしくお願いいたします。

さて、令和元年第4回定例会で初めて道路整備に関する質問をさせていただいて以来、ほぼ毎年のルーチンのように質問させていただいてきましたが、後れを取っていた入鹿出新田工区の工事も始まり、いよいよ都市計画道路北尾張中央道（国道155号バイパス）4車線工事の完成が三、四年後に一部を除いて見えてまいりました。

155号バイパスは、当市の道路交通網にとって東西方向の重要な幹線道路であり、内陸工業都市を標榜する物流の拠点で、尾張北部地域の幹線道路ネットワークを構築し、都市交通の利便性や地域の交通環境が改善することに大きく影響します。

ぜひ、市としても愛知県や愛知県公安委員会に対し、引き続き市民の思いに寄り添っていただき、155号バイパスの裏道対策を含めた早急な整備を進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

さて、天野市長は3月の第1回定例会施政方針の冒頭で、農業依存からの転換と財政基盤の確立には企業誘致に御尽力された先人や歴代市長、市議会、地域の方々の努力、これまでの歩みは挑戦と努力の積み重ねで、その歴史に対する敬意と感謝を示されました。私は、天野市長が感謝の気持ちを大切にしながら、新しい時代を築こうとする覚悟を持っておられることに感謝をいたします。

そこで最後に、先人の方々が未来を見据え内陸工業都市への礎を築いたことを思い出すと同時に、長年にわたり渋滞問題や渋滞回避車両の交通事故リスクに耐えてこられている地域住民の方々も忘れず、今後とも御配慮いただきますようお願いを申し上げます、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、木村哲也議員。

○2番（木村哲也）

2番、木村哲也。

質問項目1、商品券の一部電子化について。

「商品券 釣りがないため チョコを足し」などという、商品券にまつわる川柳がありますが、最近私も電子クーポン券で似たようなことがありました。

保育園年少となった娘が、コンビニエンスストアをとっても大好きになってしまい、保育園の帰り道、毎回コンビニに行きたいと泣いてごねます。あまりオーケー牧場とは言いたくないんですが、折れてしまい店に入ると、私が一番コンビニをうまく使えるんだと言わんばかりにお菓子コーナーに走り、昨晚のワールドカップ開幕式のズートピア主題歌でも知られるシャキーラのように、小躍りして1個だけと菓子を選びます。レジでその日が期限の電子クーポンを使おうとしたところ、もう少し買わないと使えませんとなり、まんまともう一個の菓子を娘がゲットしたというお話です。

さて、先月中旬に情報公開されましたが、本年度もこまきプレミアム商品券が昨年度同様のプレミアム率20%で、総額12億円分、流通額14億4,000万円相当が販売されることとなりました。なお、新たな取組として、一部電子版商品券が実証実験として導入されるということです。

電子版商品券では1円単位で利用できるから、釣りが出ないのを気にして買い足すことはなくなるとお聞きしています。商品券の電子化に関連することは、私の議員活動の中でもかなり前から訴えていたものであり、8年前にはクレカポイントのマイナンバーカードへの付与、またその翌年は、流行の兆しを見せていたQRコード決済など、キャッシュレス化の視点から提案させていただいておりました。

先行自治体が電子商品券を導入していく中、本市でも令和2年、コロナ禍の中で実験的に大手QRコード決済PayPay、auPAYと提携して、10%のポイント還元を生活支援のために実施しました。さらに令和5年、ふるさと納税返礼として、寄附額の30%が小牧市内限定で使えるというPayPayポイントが、返礼品として受け取れるアイテムが登場しています。市外の方が、小牧市内での飲食店や小牧ならではの商品購入という利用時の限定がシステム的にかけられており、地域事業活性化に貢献していると言えます。

そして今回、市民の方向けの電子版商品券が流通することが期待されるところです。8月に広報こまきでも詳細な説明がある予定とのことですが、小牧商工会議所が配布するフライヤーの情報によると、電子版・紙版それぞれ6万セット等と情報が記載されています。今議会でも改めて伺いたいと思います。

1、販売概要についてお尋ねします。

ア、紙版・電子版を同時に扱うために考慮した事項を伺います。

イ、紙版・電子版の申込み状況により判断する事項を伺います。

また、導入される電子版システムはどのようなものなのか。先行事例と比較して、

どこまで機能を搭載できる可能性があるのか気になるところではあります。

2、電子版システムについてお尋ねします。

ア、その概要を伺います。

また、同じベンダーさんのシステムを使っている実態があれば、安心材料になるかと思えます。

イ、他市町での導入実績を伺います。

ウ、利用者の準備として必要な事項を伺います。

エ、市内商業者の準備として必要な事項を伺います。

本市の発行する紙の商品券は、小牧商工会議所を介して調達されますが、プレミアム商品券だけでなく、昨年度の記憶も新しい物価高騰対策として、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用した全市民に1人当たり4,000円分の暮らし応援商品券。ほかにも、健康いきいきポイントや助け合いポイント、敬老祝い、市民アンケートの返礼と贈答用がありますが、そういったものも電子化すれば手続、配布がスムーズになり、利便性も高まり、地域循環が効率化するのではないかと思います。

3、今後の電子化事業の展望について。

ア、贈答用商品券を発行した直近3年間の主な事業を伺います。

イ、贈答用商品券を電子化する考えを伺います。

以上、誠意ある御答弁を期待して、質問項目1についての1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

○地域活性化営業部長（落合健一）

それでは、質問項目1、商品券の一部電子化について、順次御答弁申し上げます。

初めに、（1）販売概要についてのアで、紙版・電子版を同時に扱うために考慮した事項であります。

こまきプレミアム商品券発行事業におきましては、これまで実施してきました市民アンケートにおいて、電子化に対する市民ニーズを把握してきたところであります。

令和7年度に実施した令和6年度事業に係るアンケート結果では、「電子化された場合も引き続き購入する」と回答した市民の割合は約70%となり、前年度と比較して約14%増加しております。また、年代別で見ますと70歳代では56.1%、80歳代では65.7%の方が電子化されても継続購入する意思があり、それぞれ前年度と比較して、70歳代で約23%、80歳代で約29%増加するなど、高齢者層においても電子化への意向が高まっている状況が見られるところであります。

この結果から、商品券の電子化に対するニーズは全体として高まりつつあるものと認識しておりますが、一方で、電子化された場合には約3割の方が購入しないと回答しており、こうした方々にも配慮する必要があるため、電子版の導入に向けた実証実験初年度におきましては、従来の紙版を併用する形で発行することとしたものであります。

次にイで、紙版・電子版の申込み状況により判断する事項についてであります。

紙版と電子版の発行割合につきましては、現時点ではそれぞれ5割とすることを基本に準備を進めております。

しかしながら、実際の申込み状況に応じて柔軟に対応することとしており、仮に電子版の申込みが想定より少ない場合には、紙版の発行割合を最大で7割程度まで増やすことも想定し、これに対応できる体制を整えているところであります。

次に、(2) 電子版システムについてのアで、システムの概要のお尋ねであります。

電子商品券は、利用者のスマートフォンなどの端末を活用し、専用アプリ上で商品券を一括チャージして利用する仕組みであり、お買物時には、利用者がスマートフォンのアプリで店頭に設置されているQRコードを読み取ることで決済を行うキャッシュレス方式であります。

一方、店舗側におきましては、決済用のQRコードをあらかじめ用意し、これを店頭やレジに設置することで対応する仕組みとなっており、利用者によるQRコード読み取りによって決済が完了いたします。

また、商品券による売上金につきましては、利用実績に応じて一定期間ごとにシステム上で集計され、登録された口座へ振込により換金される流れとなっております。

次に2で、他市町での導入実績についてであります。

実証実験で導入いたします、株式会社シンプライズの電子版システムの他市町の導入実績としましては、京都府亀岡市の「かめpay」や、愛知県豊川市の「ジャンダラー」があるとお聞きしております。

「かめpay」につきましては、従来のポイントカード事業を発展させ、令和6年度よりスマートフォンアプリを活用したデジタル地域通貨として本格稼働しているものであり、加盟店数は約70店であります。

また、「ジャンダラー」につきましては、従来のIC型ポイントカードである「ジャンカード」をスマートフォンアプリ化したものであり、令和6年度に導入され、地域の電子通貨として運用が開始されており、加盟店数は約140店であります。

次にウで、利用者の準備として必要な事項であります。

電子商品券の購入・利用に当たっては、スマートフォンなどの端末及びインターネ

ット環境が必要となっておりまいます。申込みはインターネットから行い、引換券はがきを受領した後、特設会場にて現金と引換えに、あらかじめアプリをダウンロードしていただいた端末へ商品券をチャージする流れとなります。

次にエで、市内商業者の準備として必要な事項についてであります。

電子商品券を取り扱う店舗においては、決済用QRコードの設置や運用体制の整備が必要となっておりまいます。特に、レジごとにQRコードを設置することや、決済手順、エラー発生時の対応、取消し処理などについての従業員教育が求められます。

また、店舗によって紙版のみ、電子版のみ、紙・電子の両方の取扱いがあることから、ポスターやのぼりなどの販促物により取扱券種を明確にするなど、利用者への周知を図ることとしております。

なお、今回導入するシステムでは、決済時の店舗側の専用端末は必要としない方式としております。

次に、(3) 今後の電子化事業の展望についてのアで、贈答用商品券を発行した主な事業についてであります。

直近3年間における、贈答用商品券を活用した市の主な事業といたしましては、アルコポイントと交換する「健康いきいきポイント推進事業」、長年にわたり社会に貢献した高齢者に対し、長寿を祝うため敬老金を支給する「敬老会等運営事業」、地域での支え合い助け合い活動で付与されたポイントと交換する「支え合いいきいきポイント事業」、自治功労表彰や一般表彰などの記念品として贈呈する「表彰式典開催事業」、並びに定住促進奨励金として交付する「定住促進事業」などがございます。

また、贈答用商品券ではありませんが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し実施いたしました「くらし応援商品券」につきましても、同様の仕組みを活用し実施しているところであります。

次にイで、贈答用商品券を電子化する考えのお尋ねであります。

これまで、紙版の商品券として市民に定着してきた地域限定商品券は、まちの健康(元気)や支え合いの地域循環の推進を目的として、敬老金や支え合い・健康ポイント制度をはじめ、様々な施策において贈答用商品券として活用しているところであります。

こうした状況を踏まえ、これら贈答用商品券の電子化への切替えにつきましては、まずは今回の実証実験の結果を十分に評価・検証した上で判断すべきものと考えております。

いずれにいたしましても、多岐にわたる事業においてデジタル化の流れは必然であると認識していることから、本市における商品券事業につきましても、各事業の所管

課との協議や小牧商工会議所と連携しながら、より効果的な仕組みの導入について検討してまいりたいと考えております。

○2番（木村哲也）

るるお答えいただきました。

まずはちょっと確認させていただきたいんですが、利用者が電子版商品券を利用するとき、必要なものは何でしょうか。

○地域活性化営業部次長（伊藤加代子）

電子商品券のアプリをダウンロードしたスマートフォンなどの端末が必要となります。

○2番（木村哲也）

ありがとうございます。

商品券アプリの入ったスマホということですね。お店側は端末などを導入するコストが抑えられ、QRコードがまずあればいいということで、国内でも日常生活でもよく使う決済方法となってきた方法が採用されていて、すごく導入しやすい、入りやすいんじゃないかと思います。

また、結構電子化してもついてくるといいますか、継続して買いたいという御希望のある方も多かったなという印象を持ちました。昨年度の結果報告は、まだ事業者さんの集計が終わってないというか処理があるかと思いますので、一昨年度、令和6年度の購入者数を伺います。

○地域活性化営業部次長（伊藤加代子）

令和6年度の購入者数は、3万6,749人であります。

○2番（木村哲也）

ありがとうございます。

今お尋ねしたのは、アプリを利用される方の人数の規模感を把握するためにお尋ねしました。展開次第では、その半分ないし7割までということですから、2万人前後のアプリユーザーが生まれると推測されます。また、電子版商品券の取扱いは、従来のようにまとめて紙でもらって分配というわけにはいかなくなる。申込みから使用まで、これまでと違う事象がきっとあると思います。

そこでお尋ねいたします。

家族単位での申込みは、電子版ではどのように扱うか伺います。

○地域活性化営業部長（落合健一）

家族分の電子商品券を一括購入する場合、申込みを行う代表者の端末に申し込んだ人数分の金額が一括でチャージされる仕組みとなっております。チャージされた金額

は、他の端末への分配はできませんので、家族間であっても個別での利用を希望される場合は、利用の方がそれぞれで申込みを行っていただく必要があります。

○2 番（木村哲也）

ありがとうございます。

ちょっとやはり今までどおりはいかないなという印象を持ちました。また、詳細御案内いただいて、皆さんにも注意していただきたいと思います。

紙の商品券を電子化し、一方で、高齢者や非スマホ層をどう包摂するかという課題は、導入前から想定されることかと思います。以前にも、私の質問で岐阜県高山市のさるぼぼP a yなど先進例を御紹介しましたが、結構全国的に増えてきてるんですね。そのほかの先進例を御紹介したいと思います。

岐阜県関市の「せき p a y」は、独自の電子商品券でスマホアプリ型QRコード読み取り決済、1円単位の利用が可能です。紙商品券の「せきちけ」と併存し、高齢者、スマホを持っていない方、デジタルに不慣れの方にも配慮しつつ、出生、結婚祝い、子育て支援、定住促進等にも発行され、市の各種給付の共通通貨基盤、地域ポイント経済圏をつくっていると言えます。

また、東京都中野区では健康ポイントと連携する、規模として6万7,000人が1,200店舗を利用し、13億円を扱う「ナカペイ」、世田谷区では、マイナンバーカードと連携し、10万人が1,000店舗を利用し18億円を扱う「せたがやP a y」、渋谷区では、単なる決済だけでなく区民向け施策、ふるさと納税、地域活動ポイントを扱えるハチ公のハチペイ。

自治体が地域の経済基盤として活用できるよう、商工会議所や商店街が主導しているようですが、小牧商工会議所さんとしても、貨幣流通の減衰、現在四十数%といわれる電子マネー決済のさらなる普及を見越し、独自の決済システム、事業者さんにとって現金管理や釣銭確保の負荷が減り、大手のような手数料による売上げの目減りのないターゲット広告、販促ポイント、発行が可能なシステムで参加を呼びかけ、何よりも絆を深めていきたいとおっしゃっていました。これまでのプレミアム商品券事業より1つステージを上げて臨まれていることが感じられました。

商品券の電子化については、昨年度、小牧商工会議所からも本市に要望が出され、それに応える形で本事業が始まっているとも言えますが、やはり、本市でも早急にデジタル地域通貨圏を構築するべきであると考えます。

先進事例のように、マイナ連携、給付事業等行政手続、また、自治会活動の区費集めや、夏祭りでの少額金券の発行収受など、仮称「こまP a y」、もしくは「こまC a」とでも言いましょうか。小牧独自の地域通貨流通システムで、地域経済循環を推

し進めていくべきであると私は考えます。

実証実験後の展望をどのように描き、電子商品券の先にはどのようなデジタル通貨基盤を構築していくのか。そして、システムの開発運営は最終的にどこが主体となるべきか。などなど、様々思いは巡りますが、現段階でお聞きできることをお尋ねします。

小牧商工会議所のシステムを発展させるのかは、実証実験の結果次第とは思いますが、市にとって電子商品券を発行し、流通させることで、贈答用商品券だけでなく、行政手続で活用できるようになることは、利便性も向上しよい選択になると思われます。小牧商工会議所のシステムの将来的発展性について、市の見解を伺います。

○地域活性化営業部長（落合健一）

本市といたしましても、電子商品券を発行し流通させることや、行政手続に活用することにつきましては、利便性の向上や事務の効率化などの観点から、有効な手段の1つであると認識しております。

一方で、導入に当たりましては、利用者や取扱店舗のデジタル環境への対応や、システム構築・運用に係る費用の増加、さらにはセキュリティや運用体制の確保など、様々な課題について整理する必要があるものと考えております。

また、電子商品券の導入は、小牧商工会議所が主体となり実証実験として行うものであることから、まずはその結果を十分に検証することが重要であると考えております。

こうした点を踏まえ、今後につきましては、実証実験の評価や課題を見極めつつ、市としての関与の在り方も含め、電子商品券の活用について検討してまいりたいと考えております。

○2番（木村哲也）

ありがとうございます。

現段階ではそういう御答弁になるかと私も思います。ただ、本当に目指すは、本市のデジタル地域通貨圏の形成です。実証実験の結果にはもう期待するしかない今の段階ではありますが、しっかりとこれを評価され、市としてのDX、経済圏構築を視野に入れた判断をぜひともお願いしたいと思えます。

以上で、質問項目1を終わります。

続きまして、質問項目2、普通交付税不交付団体としての財政運営について。

本市は、先人の努力により普通交付税不交付団体となって久しく、昭和55年度からだそうですが、今もなお恩恵を享受しています。しかし、近年の制度改正や国の新たな政策について、補助金が交付されないものもあることや、社会保障関連経費や人件

費の上昇等により、財政運営は一層厳しいものとなっています。

さて、普通交付税とは、自治体の財政力の差を調整するために、国から配られる財政支援のお金です。税というと、ふだんの生活の感覚では所得税や法人税等の国税、都道府県税、市町村税など納めるものという印象がありますが、これは国から自治体に給付される市民等の全員で団体に受け取るお金です。本市は受け取っていないので、不交付団体となります。

全ての自治体が一定の行政サービスができるよう水準を保つためには、行政サービスに係るコストを算出し、一方で、都道府県、市区町村で独自で確保できる税収が十分であるかを見ないといけません。その基準に照らして不足していると判定されれば、普通交付税の交付団体、余力があると判定されれば不交付団体ということになります。

そこで1、不交付団体について。

ア、不交付団体となる基準を伺います。

イ、留保財源の直近3年の推移を伺います。

ウ、財政力指数の直近3年の推移を伺います。

ただし、新たに決まった国の施策を事業化する場合、国は不交付団体の留保財源があることは分かっていますから、全体の国家予算を組む場合に補助金等の措置を行わず、その留保財源等から捻出することを前提としてくる場合もあります。それが、以下お尋ねするところですが、

2、不交付団体の財政負担について。

ア、交付税措置とされ、実質的な国の支援がない事例を伺います。

国の補助金の補助率が低い事例を伺います。

そして、ここで国の立場になって考えれば、国の財政も厳しいので制度改正や新たな政策で全国一律に事業を展開するために、各自治体にお金を配らなければいけないときに、当てにするものの1つが不交付団体の留保財源ということなのでしょう。いささか理不尽にも感じられるわけでして、前市長も議会で本件について見解を述べ、他の不交付団体と連携して国費による財政措置、財源保障を要望しているということも発言していたかと思います。今立場変わって、どのように本市のために動いていただけるか期待されると思いますが、

3、不交付団体としての国の働きかけについて。

財政負担改善について、国に働きかけた状況を伺います。

以上で、質問項目2についての1回目の質問となります。こちらも誠意ある御答弁を期待します。

○議長（舟橋秀和）

質問項目 2 について、答弁を求めます。

○総務部次長（古澤健一）

質問項目 2 の普通交付税不交付団体としての財政運営について。

（１）不交付団体についてのうち、アの不交付団体となる基準ですが、まず、地方交付税は、国と地方及び地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、普通交付税と特別交付税からなり、普通交付税が 94% を占めております。

普通交付税は、国が定める計算式で算出され、標準的に行う行政サービスに必要な経費である「基準財政需要額」と、標準的な税收等から見込まれる「基準財政収入額」の差額が交付基準額となります。基準財政収入額が基準財政需要額を上回る場合に、普通交付税の不交付団体となります。

具体的には、基準財政需要額は、国が毎年決定する単価である単位費用に人口や面積等の測定単位を乗じ、さらに補正係数を乗じて算出します。基準財政収入額は、標準的な地方税収入見込額に一定の率を乗じて得た額に、地方譲与税等を加えて算出します。

次に、イの留保財源の直近 3 年間の推移であります。留保財源は、国が示す計算式・係数で算出した標準的な市税収入に 25% を乗じた額で、基準財政収入額の算定に当たり控除するもので、自治体が独自の施策を行うための財源を確保するなどの理由により設定されています。

本市の留保財源の額は、令和 5 年度は 79 億 8,100 万円余、令和 6 年度は 81 億 6,400 万円余、令和 7 年度は 85 億 9,000 万円余であります。

次に、ウの財政力指数の直近 3 年間の推移であります。財政力指数は財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 か年の平均値であります。その推移であります。令和 5 年度は 1.18、令和 6 年度と令和 7 年度は共に 1.21 であります。

○総務部長（長尾正人）

続きまして、（２）不交付団体の財政負担について。

アの交付税措置とされ、実質的な国の支援がない事例についてのお尋ねであります。

令和 8 年度の当初予算における事例で申し上げますと、新たに交付税措置となったものとしては、RS ウイルスの予防接種に係る費用があり、2,400 万円余が基準財政需要額に算入されます。

また、従来から交付税措置とされているものでは、ふるさと納税による住民税の流出額 6 億 4,000 万円余の 75% で 4 億 8,000 万円余、会計年度任用職員の期末勤勉手当が

6億2,500万円余、国民健康保険事業特別会計への繰出金が1億8,600万円余、後期高齢者医療特別会計への繰出金が16億1,100万円余などがありますが、本市は不交付団体であるため、国からの交付はありません。

続きまして、イの国の補助金の補助率が低い事例についてのお尋ねであります。

令和8年度当初予算から、補助率に影響が生じた事例で申し上げますと、保育士宿舍借り上げ支援事業では、交付団体であれば負担は4分の1であるところ、本市は12分の5になり、一般財源が200万円余増加しました。

また、保育体制強化事業では、交付団体であれば負担は4分の1であるところ、本市は3分の1になり、一般財源が110万円余増加しました。保育補助者雇上げ強化事業では、交付団体であれば負担は6分の1であるところ、本市は4分の1になり、一般財源が260万円余増加しました。

このほか、重層的支援体制整備事業交付金、地域少子化対策重点推進事業費補助金などでも不交付団体は負担割合の引上げがあり、全体では一般財源が740万円余増加いたしました。

続きまして、(3)不交付団体としての国への働きかけについて。

財政負担改善について、国に働きかけた状況についてのお尋ねであります。

令和5年11月に、愛知県市長会の会長を務められていた山下前市長が総務大臣に面会し、愛知県の不交付団体を代表して、国の制度改正等により減収や地方負担を伴う場合には、地方財政法の趣旨にのっとり、地方交付税ではなく全額国費による財政措置を講ずること。特に、少子化対策や教育環境の整備など、国の責任において全国一律に実施すべき事業については、全ての団体に対して必要な財源を確実に保障することなどを要望しております。

このほかにも、令和5年から令和7年まで、愛知県内の不交付団体の市長の連名により、普通交付税不交付団体における財源充実について、自由民主党愛知県支部連合会会長などへ要望を行っております。

以上です。

○2番(木村哲也)

ありがとうございます。

専門的で難解となりそうなところを分かりやすく御答弁いただきました。

1について、本市は市税等税収がとてもよい自治体です。基準財政収入額が多いですね。基準財政需要額を引き算してもまだ浮きがある。計算式としてはこの基準財政収入額の3分の1ぐらいになるんですかね。80億が毎年のように留保財源としてあるようです。理論上出てくるようです。

また、つまり基準財政需要額で基準財政収入額を割る財政力指数は、いつも1以上に算出されてしまうということですね。不交付団体は、全国約1,700の自治体の中でも約5%の85しかなく、自前の財源を活用した運営をすることができることは非常にありがたいところではあります。

では、基準財政需要額や基準財政収入額などを何で決定しているのか。これは分からなかったのでお聞きしたら、全国全ての自治体別に地方交付税算定台帳というものがあるんですね。総務省が毎年度作成する普通交付税の算定過程を一覧にした帳簿で、なぜその自治体の普通交付税額がその金額になったのか確認できるようになっています。兵庫県や山口県は全自治体。東京都八王子市や埼玉県朝霞市、県内では東浦町などがホームページで公表しています。

以前、私も本市の市町村分地方交付税算定台帳を拝見させていただきました。基準財政需要額とは、道路の総距離、学校や消防の数など、安心・安全な市民生活全般、そして事業支援、インフラ整備や維持など、標準的な行政サービスを行うために必要となるコストが、国が考える算出方法で決まる理論上の額で、自治体側は人口や施設数、条件別の人数、世帯数はじめ公債費など、様々なパラメータを入力すると算出されます。ただ、なぜそうなのかが大変分かりにくいものとなっています。

基準財政収入額は、市税はじめ税目ごとに予測値を入力すると算出されます。台帳上で、収入額から需要額が引き算され、交付基準額が算出され、ときにより調整額が引き算されて交付額が決定する仕組みになっています。留保財源額は台帳上では明示されませんが、補足資料等条件にのっとって算出されるそうです。

2の財政負担は、上げていただいた事例を足していただけても29.4億円。約30億円になるかと思います。ふるさと納税は、返礼品アイテムの展開等で努力されていますが、これ上がらなかつたらいいですね。不交付団体は、先ほどの例ですね。不交付団体は流出分の75%の補填がないため、例えば16億円の寄附金が小牧に集まったとしても、そのうち7億円ほどは返礼品と事務手数料で経費となりますし、真水となる収入が、そちらも考えると二、三億しかないのだということだそうです。残念ですね。

3のように、国費による財政措置を要望しても、留保財源を基にした本市独自施策をやめて捻出すればいいという考えが国のほうにあるのではないかと感じるのでしょうか。

そこでお尋ねします。

1に関連して、不交付団体ということで、税収が豊かなことで本市が独自に実施できている、他自治体に比べ市民サービスの充実している事例について伺います。

○総務部長（長尾正人）

令和8年度当初予算において、本市が他の自治体と比べて充実していると考えている事業の一例を申し上げますと、こまき未来館運営事業として1億7,400万円余、こまき巡回バス運行事業として3億9,600万円余、企業立地推進事業として6億8,000万円余、3つの老人福祉センターの管理事業として2億6,000万円余、保育料無償化拡充事業として2億200万円余を無償化し、そのほかにも各般にわたり充実した事業を実施しております。

以上です。

○2番（木村哲也）

本当に他の自治体よりもサービスも密度も量が多いとは私も感じます。

留保財源額から本市独自の施策の費用、さらに（2）でお答えいただいた財政負担額を引き算していくと、実効可処分額が見えてくるのではないかという想定でお尋ねいたしました。

今まで挙げていただいた数字をちょっと整理しますと、令和8年度の概算で留保財源80億円として、独自施策が今金額を上げていただいたもの、今の答弁からは合計17億円、財政負担額は先ほどの答弁から30億円。引き算すると、これだけで半分以下の留保財源の半分以下の33億円となります。

さらに詳細に、一般会計等の予算決算の歳出款項目と、地方交付税算定台帳の費目を突き合わせた分析を試みましたが、算定台帳の費目は款項目対応させられそうなものもありますが、人口・面積を基にした包括算定経費をはじめ、地域振興費や給与改定費など、款項目への振り分けが定義が難しく、このアプローチは断念しました。

それでも、ほかの方法はないかと考え直して、直近の数字のそろった資料がある令和6年度分で比較しました。使用したのは、令和6年度の算定台帳、実施計画、一般会計決算書、そして主要施策成果説明書です。本当に複雑なんで、私も手元にメモを見ながらお話しさせていただきたいんですが、令和6年度の小牧市の地方交付税算定台帳からは、基準財政需要額が241.7億円。基準財政収入額は292.4億円。これを諸経費の剣でカットすると、交付基準額はマイナス50.7億円と読み取れます。ここですね。

いわゆる95%の自治体さんはここがマイナスになるなんてないわけですよ。これがかかっちゃうわけなんです。ですので、本市にとってはこれを財源超過額とすると50.7億円プラスに変わります。

これとは別に、先ほど挙げていただいた留保財源は、理論的には先ほどの答弁より81.6億円になります。6年度は。ここで、留保財源と財源超過額。こっちですね。需要額で財源超過額、留保財源。こちらを足すと、132.3億円という理論上の自由財源額が算出されます。この場合、私が言う自由財源額というのは、私がこの話をするた

めに仮に名づけたもので、例えば自治体財政を語る上でのお金を誰が確保するかの分類。自主財源か依存財源か。また、お金の使い道が市の自由かどうかの分類。一般財源か特定財源かの分類とは別のものとお考えください。

この自由財源額132.3億円については興味深い発見がありました。独自施策については、先ほど事例とその額を上げていただきましたが、令和6年度、3年ごとにやる実施計画ですね。令和6年度の実施計画に記載されている事業について、これらを市の独自施策全体と私捉えた場合、実施計画6ページ、第2章市政の動向の2、計画期間中の財政見通しに、3年間の計画全体総額が6、7、8ですね。505.1億円。うち、市が自由に使えるほう、一般財源のものが380.7億円と記載されています。

○議長（舟橋秀和）

木村議員、質問に移るんですか。

○2番（木村哲也）

はい。

○2番（木村哲也）

直ちに質問してください。

○2番（木村哲也）

こちらの根拠を示すために今お話ししています。質問の根拠を話すためにお話ししています。

○議長（舟橋秀和）

どのぐらいかかりますか。

○2番（木村哲也）

もう少しかかります。

話をちょっと止めますね。380.7億円と記載されています。これを単純に6年度分の3分の1とみなした場合、126.9億円となり、先ほど自由財源額132.3億円、こちらから引き算すると5.4億円。こちらが余り、自由財源を使い切っている状況が見えてきました。

さらに、財政措置のない財政負担額を見極めたいと思います。令和6年度小牧市一般会計決算書や主要施策成果説明書等を基に、お金の使い道が市が自由かどうかの分類、一般財源・特定財源の分類を軸に数字を整えますと、歳入総額663.8億円、歳出総額639.6億円、差額としては24.2億円。このうち、実際に使われた決算のほうの歳出総額639.6を分解していきます。

こちらのそのうち特定財源、つまり国や県から来て市をスルーしてしまう金。こちらは209.9億円なので、こちらをカットします。さらに……

○議長（舟橋秀和）

木村議員、通告してある質問ですか。

○2番（木村哲也）

はい。

○議長（舟橋秀和）

続けてください。

○2番（木村哲也）

話切らせていただけませんか。

使い方の自由度の高い市税をはじめとする一般財源は、453.9億円です。この歳出を見極めるため、一般財源からさきの歳入歳出総額24.2億円。そして、国庫支出金・県支出金のうち、一般財源に振り分けられているもの12.7億円を引き算すると、417億円になります。

この417億円から基準財政需要額241.7億円を引き、さらに先ほど言った自由に使えるお金と定義した自由財源額132.3億円、こちら全て引くと43億円しか余りません。この43億円から、さらに先ほどの国の財政措置のない制度負担29.4億円、30億と言いましたが、29.4億円を引くと残り13.6億円。先ほどの5.4億円と合わせて19億円しかお金が余らない。こういった状況になると私は見ました。

個人で使えば19億なんて大層な金額なんですけど、660億の一般会計を持つ自治体の資金繰りのバッファとしては大変心もとなく、月々のキャッシュフローは厳しいのではないかと考えられます。

また、（3）不交付団体としての国の働きかけについては、今後の前市長の行動同様引き続き働きかけを続けていただきたいと思います。少数派、厳しいとは思いますが。

以上の考察から、本市は財政は豊かであるものの、本市独自の事業について可処分額をほぼ使っており、一方で不交付団体であるという理由で財政負担もあるため、標準的サービスについて緊縮傾向にあって、日々のいわゆる資金繰りを考えた場合、これは厳しいもので、補正予算や財政調整基金などの出動といったやりくりはやむを得ないと感じられたところであります。

改めて、本市の誇る小牧の魅力となる様々な施策事業全てについて。こちらは本当にいい事業といますか、続けていくべき事業ですし、まだまだあるという事業もあります。しかし、税収の確保は毎年厳しさを増し、歳出圧力は高まっています。

今、本当に必要なものはどの事業なのか。財政運営を見詰めつつ、見直さなければ

ならないときであるかと思います。事業の整理、すなわちリストラクチャリング、ラシヨナリゼーション、もしくは縮小化、ダウンサイジングやシュリンクが必要なのではないかと思います。

さらに、本市にも数年単位の財政計画が必要なのではないかと思うところであります。本市では、3年単位の実施計画に先ほど挙げたような3か年総額の財政見込みの情報がありますが、まちづくり推進計画等では触れられていなかったかと思います。

そこで、市長にお尋ねします。

3月議会では、財政の悪化を防ぐべく、事業の縮小・廃止も考えているような市長の発言がありました。本定例会の行政報告においても財源確保に努め、業務効率化、事務事業の見直し、経常的経費の削減などにより、将来にわたって安定した財政運営に努めるとのことでした。今年度を通して取り組まれる新たなまちづくり推進計画について、どのように事業を見直しされていくのかお尋ねします。

○市長（天野正基）

小牧市の持続可能な発展に向けた財政運営は、極めて重要な課題であり、人口減少や少子高齢化、物価高騰や人手不足など、社会経済環境の急速な変化や、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応することが不可欠です。

さらに、普通交付税不交付団体である本市は、限られた経営資源を最大限に活用し、より効果的・効率的な事業を実施するため、様々な既存事業の見直しを図るとともに、一層の効率化を図っていくことが重要であると認識しております。

このため、小牧市まちづくり推進計画第3次基本計画の策定に当たっては、まず、人口や産業等の基礎データの把握・整理を行うとともに、現行の第2次基本計画に位置づけた各施策について、方向性や効果を振り返る施策評価を実施し、成果と課題を明らかにしてまいります。

そして、市民意向調査を通じて、市民の皆様の各施策に対する満足度や重要度等を把握し、その結果を踏まえた上で事業の見直しや優先度に基づく施策体系の再編に向けた検討を進めてまいります。

さらに、人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化を踏まえ、AIやデジタル技術の活用、イノベーションによる施策全般の変革を視点として掲げ、行政DXの推進と併せて、より質の高い行政サービスの提供を実現してまいります。

なお、2040年には働き手の中心となる15～64歳の現役世代が現在の8割程度になると見込まれており、いわゆる「8がけ社会」の到来が懸念されています。全国知事会においても対応の必要性が提言されており、こうした状況を踏まえ、窓口時間の短縮や公共施設・インフラの再編・統合など、行政サービスを上手にスリム化するスマー

トシュリンク（賢く縮小）の考え方を取り入れ、持続可能な行政運営を進めてまいります。

そして、現に直面している地域課題の解決はもとより、目まぐるしく変化を続ける社会情勢や市民ニーズへの的確に対応したまちづくりを推進するとともに、将来にわたって安全で安心して暮らし続けられる小牧の実現に向け、小牧市まちづくり推進計画第3次基本計画の策定に取り組んでまいります。

○2番（木村哲也）

市長から思いを御答弁いただきました。

事業のシュリンクカクテルにどんなオーロラソースがあえられるのか。真っ先に着手するのは何か。大変気になるところであります。財政の健全化とともに、財政計画策定を視野に入れた上での新たなまちづくり推進計画策定に期待いたします。

この質問に持っていくために、1つずつ数字を追ってました。御理解いただきたいと思います。

以上で、全ての質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

一般質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

再開は放送をもってお知らせいたします。

（午後2時32分 休 憩）

（午後3時25分 再 開）

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

次に、星熊伸作議員。

○18番（星熊伸作）

18番、星熊伸作。

皆様、改めましてこんにちは。本日最後の登壇者になります。よろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります質問項目2点について、質問をさせていただきます。

それでは、質問項目1、高齢者等の移動の支援について。

（1）福祉有償運送について。

小牧市では、市民の移動手段を確保するため、鉄道や路線バスに加え、巡回バス「こまくる」を中心とした地域公共交通の充実に取り組んでいます。特に、高齢者や学生、運転免許を持たない方にとって、公共交通は通院や買物、通学など、日常生活を支える重要な社会基盤となっています。

一方で、公共交通機関の利用が困難な要介護者や障がいのある方などを対象に、NPO法人や社会福祉法人などが通院や買物等の移動支援を行う福祉有償運送の制度があります。福祉有償運送を実施するには、国土交通省による自家用有償旅客運送の登録を受ける必要があります。事業者が登録申請の手続を行うには、市町村が主催する運営協議会において必要性などについて合意を得た上で、運輸支局に申請し登録を受けます。

通常、自動車を使って有償で人を運ぶにはバスやタクシー事業の許可（緑ナンバー）が必要ですが、バスやタクシーだけでは障がい者や要介護者など、単独での移動が困難な方の移動手段が十分に確保できない場合があります。そのため、NPO法人などによる自家用自動車（白ナンバー）を使用した有償運送を特例として認める、自家用有償旅客運送制度が平成18年に創設されました。

小牧市では、これまでも幾つかの団体が福祉有償運送を行ってきましたが、現在も実施している団体は1団体のみとなっています。その活動としては、高齢者や障がいのある方の生活支援を行っており、通院や買物の送迎、病院への付添支援などです。

近年は、高齢化や運転免許返納者の増加により、地域の移動手段確保が全国的な課題となっています。その中で、こうした福祉有償運送は行政や地域公共交通を補完する存在として重要度が高まっていますが、そこでお尋ねいたします。

ア、実施事業者の利用状況についてお伺いします。

イ、運転者の要件についてお伺いします。

ウ、実施事業者が抱える課題についてお伺いします。

エ、小牧市全域に拡大する可能性についてお伺いします。

（２）社会福祉協議会等が実施している買物ツアーについて。

先ほども述べたように、日常の買物に不便を感じる高齢者が増えてきています。特に、公共交通が十分でない地域では、買物支援は地域課題の1つとなっています。そのような中、地域団体や福祉関係団体が実施する買物ツアーは、高齢者の外出支援や生活支援として重要な取組です。送迎付で商業施設へ移動できることに加え、参加者同士の交流や見守り、生きがいくくりにもつながる効果が期待されています。

また、買物は単なる生活行動ではなく、健康維持や介護予防、社会参加の機会にもつながります。地域で安心して暮らし続けるためには、行政、地域住民、NPO、事

業者などが連携し、高齢者の移動と買物を支える取組を充実していくことが重要ですが、そこでお尋ねいたします。

ア、実施状況についてお伺いします。

イ、本市の考え方についてお伺いします。

(3) パーキング・パーミットについて。

パーキング・パーミット制度とは、障がいのある方や高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方が利用しやすいよう、公共施設や商業施設などに設置された車椅子使用者等用駐車区画を適正に利用してもらうための制度です。利用対象者には、県から利用証が交付され、駐車時に車内へ掲示することで駐車スペースを利用しやすくする仕組みとなっています。

この制度は、必要な方が安心して外出できる環境づくりを目的としており、全国の多くの府県で導入されています。一方で、制度の認知不足や不適切利用などの課題もあり、利用マナーの周知や理解促進も重要となっています。

愛知県でも、今年6月1日からこの制度が始まり、制度対象者に向けて有効的に利用していただくことを期待しますが、そこでお尋ねいたします。

ア、本市の登録状況についてお伺いいたします。

イ、周知についてお伺いします。

質問項目1の質問を終了します。よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

○福祉部次長（山本格史）

質問項目1、高齢者等の移動の支援について。

(1) 福祉有償運送についてのア、実施事業者の利用状況でございます。

福祉有償運送とは、公共の福祉を確保する観点から、国土交通省がNPO法人等の非営利団体に対して、自家用自動車による有償運送の登録を行い、移動に介助が必要な方を対象にドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行う仕組みでございます。

実施事業者としましては、現在、本市では特定非営利活動法人「生活支援サービス・ラポール」、以下「ラポール」と申し上げますが、この1法人で、桃花台地区を中心として事業を実施しており、令和7年度からは北里地区の一部にも対象地区を拡大しております。

現在、11台の車両と運転者10人で実施しておられるとお聞きをしているところでございます。会員登録者は令和7年度末時点で271人で、内訳としましては、介護保険の要介護認定者が69人、要支援認定者が96人、日常生活支援総合事業対象者が41人、

身体障害者手帳をお持ちの方が52人、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が12人、療育手帳をお持ちの方が1人でございます。

利用状況であります、ラポールからお聞きした令和7年度実績でお答えをさせていただきます。1年間の延べ人数になりますが、利用者数は2,598人で、内訳としましては介護保険の要介護認定者が320人、要支援認定者が1,616人、日常生活支援総合事業対象者が392人、身体障害者手帳をお持ちの方が243人、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が25人、療育手帳をお持ちの方が2人となっております。

主な利用目的としましては、医療機関への受診、買物、老人福祉センターなどへの公共施設への移動とお聞きしております。

次に、イの運転者の要件でございます。

福祉有償運送の運転者の基本的な要件としまして、第二種運転免許を所有しているか、第一種運転免許を所有し、国土交通大臣が認定した福祉有償運送運転者講習等を受講することなどが必要になります。このうち、福祉有償運送運転者講習につきましては、国土交通省が認定した講習実施機関により実施されており、近隣では一宮市で開催されております。

講習の内容としましては、道路運送法などの制度に関する講義や、利用対象となる高齢者や障がいのある方の特性を理解する講義、事故防止や緊急対応などのリスク管理に関する講義となっており、受講期間は1日間で受講料は有料となっております。

令和8年度に一宮市で開催されます一般の方を対象とした講習の受講料については、1人当たり2万5,000円とお聞きしております。

次に、ウの実施事業者が抱える課題でございます。

まず、事業の持続という点では、利用者の確保や担い手、特に平日の日中に運送を行うことが可能な運転者の確保、また、運送に関する日報などの事務処理の負担などが課題であるとお聞きしております。

また、地域に法人名や取組内容等が十分に認知されていないことなどから、活動の広がりや利用促進につながりにくいこと。福祉有償運送は営利事業ではなく、運営も厳しい面があることなどが課題であるとお聞きしております。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、小牧市全域に拡大する可能性についてであります、福祉有償運送は、乗降時の介助や付添いなど利用者の状況に応じた柔軟な対応が可能であり、通院や買物などの日常生活を支える上で、より実情に即した移動の手段であると認識しております。

福祉有償運送の取組の拡大の可能性であります、まず、今後の高齢化の進展を見

据えますと、福祉有償運送に対する需要は高まっていくものと考えております。

次に、福祉有償運送は営利事業とは異なり、地域の支え合いの仕組みとして運営される側面もあると思いますので、地域の理解や協力が得られることで、段階的にはなりますが活動の広がりが期待できると考えております。

さらには、担い手の確保や運営の継続性などの課題もありますが、担い手の掘り起こしや利用者とのマッチングなどについて、関係機関が役割を分担しながら取り組むことで対応していけることもあると考えております。

ラポールも桃花台地区から活動を始め、昨年度からは北里地区にも活動範囲を広げるなど、徐々にではありますが活動が広がってきているところであります。また、福祉有償運送ではありませんが、本庄小学校区地域協議会が今月から認知症カフェへの送迎を開始し、竹林区が住民主体による移動の支援に向けて具体的な検討を進めているところであります。

こうした動きを踏まえますと、必ずしも福祉有償運送という手法ではないかもしれませんが、高齢者等の移動の支援の取組を市内に広げていける可能性はあると考えているところです。

ラポールは、福祉有償運送だけでなく、住民主体型の介護保険サービスとして集いの場を運営されるなど、地域住民の社会参加と介護予防を兼ねた効果的な取組を展開されておりますので、本市としても活動の持続性ということも念頭に、ラポールのような取組が市内の多くの場所で展開される環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○福祉部次長（山本格史）

次に、（２）の社会福祉協議会等が実施している買物ツアーについての実施状況でございます。

本市における自主的な活動として実施している買物ツアーの状況につきましては、市社会福祉協議会など３つの介護事業所と、高齢者サロンを運営している１団体により実施されていると把握しております。

市社会福祉協議会等の介護事業所が行っている買物ツアーにつきましては、法人の地域貢献事業として、デイサービスの送迎車の空き時間を利用して実施されております。具体的には、西之島区の住民を対象として月２回、タウン本庄区の住民を対象として月１回、城山５丁目県住区の住民を対象として月１回、それぞれ買物支援に御協力いただけるお店への買物ツアーを実施されています。なお、西之島区の買物ツアーの運転手は、市消防職員が運転ボランティアとして協力しているとお聞きしております。

また、高齢者サロンの事例としましては、小牧原南区のサロンが、月2回のサロンの開催日に合わせて自家用車に参加者を乗せて近くのスーパーに行く買物ツアーが実施されております。

私からは以上です。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、イ、本市の考え方についてであります。実際に買物ツアーに参加された方々からは、「地域の人たちとおしゃべりしながら買物が楽しめるのでうれしい」、「将来、介護が必要になったときのことを道中で聞けるので、参考になる」などの声をいただいているところです。

こうした声も参考に買物ツアーの効果について考えますと、日用品や食料品の購入といった生活支援の側面に加え、外出の機会を創出することで、健康維持や閉じ籠もりの防止、介護予防。さらには、参加者同士の交流による社会参加のきっかけづくりなど、多面的な効果がある取組であると思います。また、移動に不安を抱える高齢者にとっては、安心して外出できる意義のある取組ではないかと思います。

本市としても、こうした支え合いによる取組の充実に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○福祉部次長（山本格史）

次に、（3）のパーキング・パーミットについて。

アの本市の登録状況でございます。

本年6月から、愛知県が導入したパーキング・パーミット制度は、障がいのある方、難病患者、要介護者のほか、妊産婦やけが人など、歩行が困難と認められる方が利用する専用の駐車区画の適正利用を図ることを目的とした制度でございます。

具体的には、制度の対象となる方に対し、愛知県が利用証を交付し、この利用証を車内に掲示して商業施設や公共施設等に設置された専用の駐車区画を利用する仕組みでございます。

対象駐車区画につきましては、バリアフリー法に基づく幅員3.5メートル以上の幅の広い区画、障がい者等用駐車区画といいますけれども、これに加え、施設の出入口付近などに設けられる幅の規定はない区画、いわゆるプラスワン区画も対象とされております。

愛知県が、本年4月から対象駐車区画の届出及び利用証の申請受付等を開始しましたので、本市も公共施設の対象駐車区画の届出をしたところでございます。届出をした施設数は、市役所、市民病院、各市民センター、総合運動場、市民四季の森、ラピオ地下駐車場など25施設で、障がい者等用駐車区画が91区画、プラスワン区画が19区

画でございます。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、イ、周知についてであります。パーキング・パーミット制度導入により利用者が明確化されることで、専用の駐車区画を必要とする方が安心して利用できる環境の整備が期待されるところです。この制度の実効性を高めていくためには、専用の駐車区画を増やしていくこと及び制度の対象となる方々に制度内容を十分に御理解いただき、利用証の申請・活用が適正になされることが重要であると認識しております。

このため、本市としても市ホームページ、SNS等での情報提供をはじめ、制度の対象となる方々に対して関係部署の窓口において、また、地域包括支援センターなどの関係機関とも連携をしながら、制度の内容や利用証の申請方法などについて丁寧な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

あわせて、民間施設の設置者に対しても、愛知県と連携して制度の周知に努め、制度の定着を後押ししてまいりたいと考えております。

以上であります。

○18番（星熊伸作）

各般にわたり御答弁をいただきました。ありがとうございます。

（1）アについて、現在11台の車両と運転者10人で実施しておられるとのことでありました。令和7年度の会員登録者数が271人で、1年間の利用者数は2,598人でした。内訳では、様々な方が利用されているかと思いましたが、要支援認定者が1,616人で一番多い人数でありました。

イについてですが、運転者の要件について理解いたしました。講習内容としては、道路運送法などの制度に関する講義や、利用対象となる高齢者や障がい者の特性を理解する講義、事故防止や緊急対応などのリスク管理に係る講義となっており、受講は1日間で、受講料は有料とのことでありました。

ウの実施事業者が抱える課題について、利用者の確保の担い手、事務処理の負担などが課題であると答弁をいただきました。持続性をもって運営をしていくためには、新規で参入する人が増えることが不可欠であります。福祉有償がもともと営利な事業ではないため、加入することへの難しさや、団体に所属して活動すると時間的に拘束されてしまうという懸念をお持ちの方がいることも考えられます。

エについてですが、福祉有償運送の取組の拡大の可能性であります。今後の高齢化の進展を見据えると、需要は高まっていくものと答弁をいただきました。

これから行われる地域公共交通サービス最適化調査検討業務の中で、予見される公

公共交通が少ない地域の交通手段をどのようにしていくのか協議されていくと思われるますが、移動手段の1つとして、福祉有償運送も注目されることを期待しております。

(1) の再質問はありません。

(2) の社会福祉協議会等が実施している買物ツアーについて、アの実施状況については詳細に教えていただきました。本市としても、買物ツアーは高齢化の進展を見据え、支え合いによる取組の充実に向けて取り組んでいただくとの答弁をいただきました。

外出の機会を創出することで、健康維持や閉じ籠もりの防止、介護予防参加者同士の交流による社会参加のきっかけづくりなど、多面的な効果があると理解してくださっているので、今後も事業展開に対し支援のほどよろしくお願いいたします。

ここで、再質問させていただきますが、答弁の中に買物ツアーの運転手に市の消防職員が運転ボランティアの協力をされているとお聞きしました。私自身、大変すばらしい取組であると思いますが、地域活動の担い手不足の解消の観点からも、今後広まっていくことを期待するところであります。

消防職員のみならず、全庁的に職員の社会貢献活動への参加を広げていく考えはあるか、再質問させていただきます。

○市長公室長（駒瀬勝利）

買物ツアーの運転ボランティアに限らず、市職員の社会貢献活動への参加は、職員のキャリア形成に加え、地域コミュニティの活性化、地域の担い手不足の解消など、様々な効果が期待されます。

社会貢献活動の具体的な参加事例としましては、さきの運転ボランティアのほか、PTAや自治会、消防団活動や福祉施設での交流活動など、様々な分野に及んでいるところであります。

今後も、社会環境の変化や多様な働き方の進展を踏まえ、職員が社会貢献活動に参加しやすい環境の整備に努めてまいります。

以上となります。

○18番（星熊伸作）

答弁いただきました。ありがとうございます。

職員の社会貢献活動は、やはりキャリア形成に加え、地域コミュニティの活性化等につながるのとことごとございまして。社会貢献活動には様々な分野があるとの事例を示してくださいましたので、今後も積極的に参加を推奨する取組に従事していただければと思います。よろしくお願いいたします。

(3) のパーキング・パーミット制度は、利用対象者が明確化されることで、専用

の駐車区画を必要とする方が安心して利用ができるとのことでありました。愛知県としてはまだ始まったばかりの制度でありますので、対象となる方への周知をしっかりと図っていただいて、移動の負担軽減と社会参加の促進につなげていただくよう、よろしくお願いいたします。

移動支援の充実は、高齢者等の自立した生活と地域の活力維持につながります。市民の声に寄り添いながら、将来を見据えた支援体制の構築を要望し、質問項目 1 を終了いたします。

続いて、質問項目 2、防災対策の推進について。

(1) 事前防災について。

東日本大震災から15年がたち、南海トラフ地震や首都直下地震の発生も懸念されています。大災害から国民の命と暮らしを守り抜く防災体制の構築が急がれています。政府は、3月6日国の事前防災や災害対応の司令塔を担う防災庁を設置するための関連法案を閣議決定いたしました。平時から、発災時の対応や復旧・復興に至るまで一貫して責任を持って取り組む体制を築きます。政府は、今年秋の設置を目指します。

防災行政は、現在、内閣府の担当部局が総合調整を行っていますが、災害発生のたびに対応業務に追われ、中長期的な対策の検討に十分な力を注げていません。この点、防災庁の設置で人員体制が大幅に増強される意義は大きいです。災害への備えを強化し、被害を抑える事前防災の取組を一層拡充していく必要があります。

事前防災の考え方として、被害予防軽減の観点からは、例えば建物・設備の整備、耐震化、ソフト面では建物内の安全対策（什器・家具の固定、ガラス飛散防止等）の促進があり、事前準備としては、避難生活環境のための避難所等の充実などがあります。

昨年度改定された小牧市耐震改修促進計画では、建築物を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが重要であり、そのためにはまず耐震性を正確に評価し、その結果に基づいて必要な耐震改修や除却を行い、耐震化の推進がうたわれております。

同計画には、平成12年以前の新耐震基準木造住宅における耐震診断の検討を進めることで、民間建築物の所有者に対し、必要に応じて耐震診断、耐震改修に係る補助・助成制度の創設を検討すると記載されておりますが、そこでお尋ねいたします。

ア、新耐震基準の木造住宅を耐震改修補助対象にする考えはあるかお伺いいたします。

地震が発生した際、住宅内で大きな危険となるのが家具の転倒です。タンスや本棚、食器などの大型家具は、強い揺れによって倒れ、人が下敷きになる危険があります。実際に過去の大地震では、多くの方が家具の転倒によって負傷し、避難経路が塞がれ

る事例も発生しています。そのため、家具固定器具の設置や配置の見直し、重いものを高い場所に置かない工夫など、日頃からの備えが重要です。

加えて、地震が発生した際、見落とされがちな危険の1つがガラスの飛散です。飛散防止フィルムの活用や家具の固定、寝室周辺に割れやすい物を置かない工夫など、日頃からの備えが必要であります。そこでお尋ねいたします。

イ、住宅内の安全対策、家具の固定、ガラス飛散防止の促進についてお伺いします。

次に、災害用トイレとして、主に携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレなどがあります。実際、災害時の避難所のトイレをどのような組合せで選択し使用するかは、ライフラインの状況、設置場所に加えて、災害発生からの時間の経過、使用者の事情、避難所の設備等の条件により適したものを選ぶべきであります。

例えば、発災直後、上水道は断水中の場合、施設トイレの個室、携帯トイレ、簡易トイレを使用したりします。時間の経過とライフラインの状況により使用するトイレは変化するようになりますが、特に、発災後初期の段階から上下水道の復旧までを想定した災害用トイレを各避難所に備蓄していくことは、健全で衛生面に配慮した避難所運営には欠かせないものと思いますが、そこでお尋ねいたします。

ウ、断水時などで使用できるトイレの確保についてお伺いします。

避難所については、今後様々な課題があると考えます。自助の面では、地域住民の災害時対応力が減退し、高齢化率の上昇、高齢者のみの世帯の増加で要支援者の増加、若者の減少があります。また、多様な被災者への対応が難しくなることや、女性や子どもへの配慮が欠けがちになることが挙げられます。

熊本地震では、ピーク時に約900か所の避難所が開設され、18万人を超える住民が避難し、避難所生活は最長7か月も続きました。そのような中、地域住民が運営する自主避難所も開設され、ピーク時には約700か所開設されました。

自主避難所とは、一般的には台風の接近などで洪水や土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき、事前の避難を希望される方のために、区や地区防災会が一時的に開設する避難所で、本市では、区の会館等が該当したりします。

一方で、熊本地震のときには、熊本市内の幼稚園が自主避難所を開設し、私設避難所として地域の方に園を開放しました。子ども保育の専門家である保育士がいる避難所は、園に通う子どもとその家族だけでなく、地域の人々の心の支えにもなりました。

このような事例からも、小規模機能を持ったふだんからコミュニティの中心となっている施設が、公的避難所を補完する形の任意の自主避難所となることが理想的とも考えますが、そこでお尋ねいたします。

エ、地区の会館や事業所などで開設される自主避難所の支援についてお伺いいたし

ます。

トイレトレーラーに関して、令和6年第1回定例会のときに、トイレの確保の観点から、長期使用時の衛生環境維持に配慮した各種機能を備えたトイレトレーラーの導入について提案をさせていただきました。トイレトレーラーの種類は年々増えており、特に災害対策やイベント用のトイレとしての需要も高まっています。

トイレトレーラーにはバリアフリースイートイレや多目的トイレとして利用できるものなど、様々な種類があります。これらのトレーラーは設置が容易で、長時間の使用や多人数の利用に対応できるため、災害支援やイベントの際に非常に便利であります。現在、小牧市の地域防災計画には、快適なトイレの配置の中にトイレトレーラー等も設置するように配慮するよう努めると記載されていますが、そこでお尋ねいたします。

オ、トイレトレーラーの導入の考え方についてお伺いします。

質問項目2を終了します。よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について、答弁を求めます。

○建設部長（堀場 武）

それでは、質問項目2、防災対策の推進について。

（1）事前防災について。

ア、新耐震基準の木造住宅を耐震改修補助対象にする考えについてのお尋ねであります。

令和6年、第1回定例会の一般質問において、星熊議員より同様の質問をいただき、「まずは、過去に大きな被害が出ている旧耐震基準の木造住宅の耐震化を優先的に進めていく必要があるため、現時点で対象を拡大することは考えていない。」とお答えさせていただいております。

しかしながら、近年の大規模地震における被害調査では、昭和56年以降の新耐震基準で建築された木造住宅においても、耐力壁の配置バランスや柱とはりの接合部の金物の規定が明確でなかった平成12年5月以前の新耐震基準の木造住宅の中で、一定の被害が報告されていることから、愛知県におきましては、今年度から平成12年5月以前の新耐震基準の木造住宅の無料耐震診断の市町村への補助対象が拡大されております。

県内では、名古屋市や豊橋市など11市が拡大しておりますが、対象を拡大した木造住宅の耐震改修費補助については、県内では東海市の1市のみという状況であります。このような他自治体の状況も踏まえ、令和8年3月に本市の耐震改修促進計画を改訂いたしました。耐震化促進に向けた主な取組の1つとして、平成12年5月以前の

耐震基準の木造住宅についても、無料耐震診断の対象とすることを検討することとしております。

御質問の新耐震基準の木造住宅の耐震改修補助を対象とする考えにつきましては、無料耐震診断同様、今後の耐震化の進捗状況、国・県の動向や他自治体の取組などを踏まえながら、対象の拡大も含めて検討してまいりたいと考えております。

○市民生活部長（小川真治）

続きまして、イ、住宅内の安全対策の促進についてであります。

本市では、市民の防災意識の向上と災害への備えの強化を目的として、総合防災訓練や生涯学習のまちづくり出前講座、以下、出前講座と申し上げます。等を実施しており、その中で、家具固定やガラス飛散防止等の重要性に関する啓発活動に取り組んでおります。

また、過去には平成17年度及び18年度の2年間、家具転倒防止器具やガラス飛散防止フィルムの設置に対する補助事業を実施しておりましたが、「自分でできる防災対策」の1つとして一定の周知が図られたことから、当該補助事業は終了いたしました。

現在は、防災ガイドブックの活用や出前講座の開催等を通じて、各家庭における家具固定の必要性について継続的な周知に努めているところであります。特に、出前講座におきましては、小牧防災リーダー会に登録されている家具固定推進員の協力を得て、家具固定の必要性や基本的な固定方法などを伝える内容の講座を開催しております。

この講座では、専門的な実技指導を通じて、受講者の皆さんが家具固定の重要性や適切な施工方法を具体的に習得できるよう工夫し、きめ細やかな指導を行っております。

このような状況において、毎年度実施しております市民意識調査における地震に対する備えとして、家具の転倒防止などの措置をしている市民の割合は、令和5年度36.6%、令和6年度40.4%、令和7年度41.8%と上昇しており、これまでの継続的な取組の成果が現れているものと認識しており、今後も引き続き、市民一人一人の主体的な防災対策の促進に努めてまいります。

続きまして、ウ、断水時などで使用できるトイレの確保についてであります。

災害時のトイレの確保は、衛生環境の維持や健康被害の防止の観点から、極めて重要な課題であると認識しております。断水や下水設備の被害によりトイレが使用できなくなると、排せつ物の適切な処理が困難となり、衛生環境の悪化を招き、避難者の心身に大きな負担を与えるおそれがあります。

このため、災害発生直後に断水等によりトイレが使用できない場合に備え、洋式便

器に便収納袋と凝固剤をセットして、直ちに使用できる携帯トイレを平時から備蓄し、発災時には速やかに運用を切り替え、衛生環境を維持することが重要であると考えております。

こうした考えの下、本市では市民の皆様には在宅避難を想定して各家庭においても便収納袋や凝固剤を最低3日分、可能であれば1週間分備蓄していただくよう、啓発を行っているところであります。また、各地域の自主防災会に対し、活動支援補助金制度を活用して便収納袋等を備蓄していただくよう働きかけております。

さらに、市といたしましては、指定一般避難所に簡易トイレ等を配備するとともに、便収納袋と凝固剤を500セット備えております。また、災害対策本部では避難所用として3万セット、在宅避難者向け1万5,000セット、合計4万5,000セットを備蓄し、災害初期への対応に備えております。

いずれにいたしましても、災害時におけるトイレ環境の確保は、避難生活の質を左右する重要な要素の1つと捉えております。今後も自助・共助・公助の連携により、断水や下水設備が被害を受けた場合においても、使用できるトイレの確保を進めてまいります。市民の皆様にも各家庭において便収納袋と凝固剤のセットを備えていただくよう、一層の周知に努めてまいります。

続きましてエ、地区の会館などで開設される自主避難所の支援についてであります。

過去の大規模災害においては、災害発生直後の初動期に指定一般避難所の収容力が不足する事例が見られました。このため、本市では濃尾地震級の被害を想定し、避難者数を算出した上で、必要な収容能力を確保するよう指定一般避難所の選定を行っております。

そのため、避難に当たっては、まずは指定一般避難所への避難を基本としております。しかしながら、小中学校などの指定避難所では混雑による感染症リスクや、生活環境の悪化、避難者間のトラブルなどを懸念される方もお見えになられることから、御質問の地域住民が主体となって運営される自主避難所が開設される可能性は十分に考えられるものと認識しております。

地区の会館等で自主的に開設された自主避難所に避難される方につきましても、在宅避難者や車中泊避難者と同様に、指定一般避難所で避難者登録を行っていただくことで、食料や水、日用品などの支援物資を登録した指定避難所を通じて受け取るようになると考えております。

今後は、在宅避難者も含め、こうした支援物資の供給方法について、指定一般避難所を通じて受渡しを行う旨を周知し、市全体として漏れのない支援体制を構築してまいります。

続きまして、オ、トイレトレーラーの導入の考えについてであります。災害時における避難所のトイレ使用環境の改善は、避難生活の質を維持する上で極めて重要な課題であると認識しております。

令和6年第1回定例会において、星熊議員から御提案をいただきましたトイレトレーラーの導入につきましては、災害発生直後からの衛生環境確保に向け、様々な視点から検討を行ってまいりました。

移動式トイレにつきましては、トラック等の車両自体にトイレ機能を備えた「自走式」のトイレカーと、トイレユニットを連結して、別の車両で牽引する「牽引式」のトイレトレーラーがあります。トイレカーは、機動力に優れ、迅速な配置が可能であり、トイレトレーラーは、設置後に牽引車両を切り離すことでより柔軟な現場運用が可能となります。

さらに、近年の移動式トイレは、被災地などインフラが制限される環境下でも長期間の運用が可能となるよう、内蔵バッテリーやポータブル電源にソーラーパネルを組み合わせ、安定的に電源を確保する仕組みが導入されております。

一方で、構造上、汚物をタンクに貯留することになるため、避難生活においては臭気対策や、回収体制の確保が課題となるほか、平時におけるイベントなどで使用した場合においても、衛生管理や処理の負担が大きいなどの課題があります。

こうした点を踏まえ、本市では導入について慎重に検討しているところであります。今後は、国の補助金や交付金制度の活用の可能性を精査するとともに、移動式トイレの技術の進展や先行自治体の具体的な運用状況等を総合的に勘案し、引き続き調査・研究を進めてまいります。

以上でございます。

○18番（星熊伸作）

各般にわたり御答弁いただきました。ありがとうございます。

（1）アについてですが、愛知県内では新耐震基準の木造住宅の無料耐震診断が11市増えたということと、あと東海市では独自で補助制度も始まったということで、本市としても新耐震基準助成制度も始まったということで、本市としても新耐震基準の木造住宅について無料最新診断の対象とすることを検討しているところであります。

新耐震基準の木造住宅の耐震改修補助対象についても、補助対象拡大に向け、ぜひ前向きな御検討をお願いいたします。

イの住宅内の安全対策については、防災ガイドブックの活用や出前講座による開催等を通じて、各家庭における家具の固定の必要性に継続的に努めているとのことでありました。

ウについてですが、本市は、過去の大規模災害の教訓を踏まえ、災害用トイレの必要性を十分に考慮した上で、配備・備蓄されていると思われました。それらの使い方が、まず迷わず取扱いできるよう、模擬的に実践して学べるような講座等の開催も今後増やしていただければと思います。

一方で、他自治体の香川県三豊市では、市内の指定避難所や福祉避難所で使用する自動ラップ式トイレ計95台を導入しました。国の新しい地方経済生活環境創生交付金を活用して導入した同トイレは、使用後に附属するリモコンを押すと排せつ物が入った防臭フィルムを約90秒で密封する仕組みであります。水を使わず簡単に処理できるほか、臭いや細菌を遮断して感染症予防にもつながり、処理が簡単で衛生面に配慮した自動ラップ式トイレを導入する考えはあるか、再質問させていただきます。

○市民生活部長（小川真治）

小牧市総合防災訓練について。

自動ラップ式トイレにつきましては、排せつ物を自動で熱圧着により個包装し密封することで、断水時や下水機能の不全時においても衛生環境を維持できるほか、悪臭の抑制や感染症対策にも有効な資機材であると認識しております。

本市におきましては、高齢者など配慮を必要とされる方の利用が想定される指定避難所のうち、3か所に1台ずつ導入しているところでございます。一方、自動ラップ式トイレを指定一般避難所へ導入することにつきましては、既に災害発生直後から各避難所で利用できる十分な数量の簡易トイレや便収納袋等を配備しており、また、自動ラップ式トイレを導入・維持することに係るコストや、備蓄管理の点で課題があることから、現時点では導入の予定はございません。

市といたしましては、市民の皆様に対し、引き続き簡易トイレや便収納袋等の備蓄の啓発や実技講習による普及に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民生活部長（小川真治）

1点修正をお願いいたします。

先ほど、指定福祉避難所のうち3か所というところを、指定避難所のうち3か所というふうに申し上げましたが、正しくは指定福祉避難所のうち3か所でございます。謹んでおわびを申し上げまして、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○18番（星熊伸作）

御答弁ありがとうございました。

自動ラップ式トイレについては、コスト面と備蓄管理の点で課題があることから、現時点では導入の予定はないとのことでありました。性能としては優れたものであり

ますので、トイレ衛生環境向上のためにも今後検討していただければと思います。

エについてですが、指定一般避難所の避難所状況により、地域住民が主体となって運営される自主避難所が開設される可能性は十分に考えられてのことでありました。今後も、自主的に開設された自主避難所に対して、きめ細かい支援のほどよろしく願いいたします。

オについて、トイレトレーラーの性能については優れた機能を保ちつつも、主に汚物の処理に関して負担が大きいとの課題があるとの答弁でした。トイレトレーラーは、ここ数年、値段に相応した多種多機能で便利なものが多く出てきております。今まで課題であった部分を解決してくれるトイレトレーラーが普及されれば、トイレ環境の質の向上が期待されると思います。導入に向け、前向きな御検討をお願いいたします。

最後に、災害が起きてからでは対応できないことが多いことを踏まえ、自分の命は自分で守る。地域で支え合うという意識を持ち、平時から備えることが事前防災で最も重要であります。住宅の耐震化や備蓄、防災訓練など、平時から進めることで、災害への対応力が高まり、地域全体の防災力向上につながります。

引き続き、防災対策の推進をお願いしまして、私の質問を全て終了します。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月15日午前10時より開きますので、定刻までに御参集願います。

これをもって、本日の会議は散会いたします。

(午後4時12分 散 会)

令和 8 年小牧市議会第 2 回定例会議事日程（第 2 日）

令和 8 年 6 月 1 2 日午前 1 0 時 開議

諸般の報告

- 1 提出議案の報告
- 2 説明員出席要求者の報告

議案審議

議案第 7 8 号 小牧市立第二保育園改築工事のうち、建築工事請負契約の締結について

議案第 7 9 号 備蓄用非常食の取得について

一般質問

- 1 個人通告質問

一 般 質 問 發 言 通 告 内 容

個人第1号

氏 名 佐藤 悟

質 問 項 目 No. 1	待機児童解消に向けた取組について	備 考
要 旨	全国的に令和元年 10 月より 3 歳児から 5 歳児の保育料無償化が始まり、本市においては、独自に令和 5 年 4 月から 0 歳児から 2 歳児までの保育料無償化が始まった。無償化の影響もあり、5 月 8 日現在で市内すべての保育施設で 1 歳児の空きがない状況となっている。待機児童解消のためにも、改善する必要がある。 (1) 保育需要の拡大について ア 令和 8 年 7 月入所空き状況（5 月 8 日現在）では、市内すべての施設で 1 歳児の定員に空きがない状況となっている。本年 5 月時点での待機児童数を問う。 イ 隠れ待機児童数を問う。 ウ 昨年度に 4 つの保育施設が整備されたが定員は何人増えたか問う。 エ 今後の保育需要の見込みはどの程度になると推計しているか問う。 オ 今後の保育の提供体制についてどのように考えているか問う。 (2) 保育士の確保について ア 令和 8 年度の公立の正規保育士の新規採用者数を問う。 イ 保育士確保に向けた対策を考えているか問う。	

質 問 項 目 No. 1	こまき巡回バスの再編・見直しについて	備 考
要 旨	こまき巡回バス「こまくる」は、公共交通による市民の移動手段の確保を主な目的として運行しているコミュニティバスです。 令和8年4月1日からこまき巡回バスのルート・ダイヤが変わりました。 (1) 西部地区の再編・見直しについて 再編・見直しの内容について質問します。 (2) 市民の声について 再編後の利用者からは、どのような声があるか質問します。	

質 問 項 目 No. 2	ナフサ不足の対応について	備 考
要 旨	中東の緊張激化に伴うホルムズ海峡の事実上の封鎖により、日本のナフサ供給量は平常時より落ち込み、化学業界や川下の製造業に深刻な影響を及ぼしています。石油化学メーカーによる基礎化学品や合成樹脂の価格引き上げが相次ぎ、食品・日用品などの価格上昇にも波及しています。 (1) 市の事業における現状について 事業に必要な消耗品をはじめとする物品の調達が滞るなど、業務に支障が出ていないか現状を質問します。 (2) 小牧市民病院の現状について 医療現場では注射器や点滴パック、手袋などの医療用プラスチック製品の流通が滞り、深刻な物資不足が発生していることがニュース等でも取り上げられております。 小牧市民病院における現状を質問します。	

個人第2号 氏 名 小川 真由美

質 問 項 目 No. 3	市民四季の森の新事業「四季彩フェスタ」について	備考
要 旨	市民四季の森で例年開催されていた「バラ・アジサイまつり」が令和7年度で終了し、今年度から新たに「四季彩フェスタ」として春夏秋冬の季節ごとに開催されるイベントとなりました。 (1) 新事業の実施経緯について 新たに「四季彩フェスタ」を実施することとした経緯を質問します。 (2) 四季彩フェスタ（春）について ア 5月2日・17日に行われた四季彩フェスタのイベント内容を質問します。 イ 出展者や参加者の声をどう捉えているのか質問します。	

質問項目 No. 1	クマ等の緊急銃猟に備えた事前準備について	備考
要旨	(1) 有害鳥獣の対応について 現在、どのような対応をしているのか問う。 (2) 緊急銃猟について ア 令和7年9月改正鳥獣保護管理法の施行により、自治体の判断で緊急銃猟が可能となったが、この制度の認識を問う。 イ どのような条件を満たせば、緊急銃猟で猟銃使用が可能になるのか問う。 ウ 事前準備として、緊急銃猟に対応したマニュアル整備は必要であると考えているが、見解を問う。 (3) 関係機関との連携について ア 庁内の他の部署や警察、県、猟友会との連携をどのように構築していくのか問う。 イ 近隣自治体と広域連携をしていく考えはないのか問う。 (4) 人材確保について ア 緊急銃猟に要する人材は、確保されているのか問う。 イ 狩猟免許を持つ公務員「ガバメントハンター」としての人材確保の認識を問う。	

個人第4号 氏 名 鈴木 裕士

質 問 項 目 No. 1	行政サービスの効率化について	備考
要 旨	(１) 市役所の開庁時間の変更について - ア 県内の他の自治体の見直し状況について問う。 - イ 開庁時間を変更した効果について問う。 - ウ 市民の反応について問う。 (２) 行政手続きのオンライン化について - ア オンライン申請の利用状況について問う。 - イ コンビニ交付の利用状況について問う。 - ウ 本庁舎１階に設置したキオスク端末の利用状況について問う。	

[illegible]

個人第5号 氏 名 木村 哲也

質問項目 No. 1	商品券の一部電子化について	備考
要旨	本年度も、こまきプレミアム商品券が、昨年度同様のプレミアム率 20% で、総額 12 億円分販売される。尚、新たな取組として、一部電子版商品券が、実証実験として導入されるという。 (1) 販売概要について ア 紙版・電子版を同時に扱うために考慮した事項を問う。 イ 紙版・電子版の申込状況により判断する事項を問う。 (2) 電子版システムについて ア その概要を問う。 イ 他市町での導入実績を問う。 ウ 利用者の準備として必要な事項を問う。 エ 市内商業者の準備として必要な事項を問う。 (3) 今後の電子化事業の展望について ア 贈答用商品券を発行した、直近 3 年間の主な事業を問う。 イ 贈答用商品券を電子化する考えを問う。	

個人第5号 氏 名 木村 哲也

[illegible]

個人第6号 氏 名 星熊 伸作

質　問　項　目 No.　１	高齢者等の移動の支援について	備考
要 旨	(１) 福祉有償運送について - ア 実施事業者の利用状況について伺う。 - イ 運転者の要件について伺う。 - ウ 実施事業者が抱える課題について伺う。 - エ 小牧市全域に拡大する可能性について伺う。 (２) 社会福祉協議会等が実施している買い物ツアーについて - ア 実施状況について伺う。 - イ 本市の考え方について伺う。 (３) パーキングパーミットについて - ア 本市の登録状況について伺う。 - イ 周知について伺う。	

個人第6号 氏 名 星熊 伸作

質問項目 No. 2	防災対策の推進について	備考
要旨	日本は自然災害が多発する国であり、特に南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模災害に備える必要がある。これに対応するため、政府は防災庁の設置を進めている。防災庁は、平時からの防災体制の強化と、災害発生時の迅速な対応を実現するための組織である。 (1) 事前防災について ア 新耐震基準の木造住宅を耐震改修補助対象にする考えはあるか伺う。 イ 住宅内の安全対策（家具の固定、ガラス飛散防止）の促進について伺う。 ウ 断水時などで使用できるトイレの確保について伺う。 エ 地区の会館や事業所などで開設される自主避難所の支援について伺う。 オ トイレトレーラーの導入の考え方について伺う。	

質 問 項 目 No. 1	地域の会館について	備考
要 旨	地域活動の拠点である市内各地区の会館は、その多くが高度経済成長期以降に整備されたものである。近年は施設の老朽化が進んでおり、将来を見据えた施設の配置や更新手法について検討する必要がある。 こうした状況を踏まえ、昨年度には市が所有する集会施設の現状や課題、今後の方向性を整理・検討することを目的とした「小牧市集会施設検討会議」を設置され、令和８年３月に報告書が取りまとめられている。 (１) 市が所有する会館について ア 建設経緯について問う。 イ 利用状況について問う。 ウ 老朽化の進行状況について問う。 (２) 北里地区の会館について ア 建設経緯について問う。 イ 老朽化の進行状況について問う。 (３) 会館の更新について 小牧市集会施設検討会議報告書の報告内容を踏まえて、会館の更新に関する今後の進め方について問う。	

— 88 —

— 89 —

個人第9号 氏 名 加藤 晶子

[illegible]

質 問 項 目 No. 2	生命（いのち）の安全教育について	備考
要 旨	令和2年6月策定の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期も含め、全国の学校等において「生命（いのち）の安全教育」を推進している。また本年、教材及び指導の手引きの拡充・改訂が行われ、文部科学省のホームページでも公開され、普及展開が求められている。 （１）生命（いのち）の安全教育の取組について ア 保育園等における取組状況について伺う。 イ 学校現場における取組状況について伺う。 ウ 特別支援教育への対応について伺う。 エ 市民への啓発は、どのように考えているか伺う。 （２）「生と性のカリキュラム」との連携について 本市では、「生」と「性」を学び、自己肯定感を育むため、平成19年度から「生と性のカリキュラム」を実施しているが、「生命（いのち）の安全教育」の中で、どのように連携されているか伺う。 （３）デジタル性暴力の対応について 今回「デジタル性暴力」が追記されたが、どのように対応を考えているか伺う。	

個人第10号 氏 名 佐藤 早苗

[illegible]

個人第 1 1 号 氏 名 猪飼 健治

[illegible]

個人第 11 号 氏 名 猪飼 健治

質問項目 No. 2	木造住宅の耐震化について	備考
要旨	(1) 県内の無料耐震診断について ア 現在の愛知県の診断対象についての考え方は何か問う。 イ 県内の市町村の実施状況を問う。 (2) 本市における無料耐震診断について ア 現在の診断実施状況を問う。 イ 本市において、2000年以前の新耐震基準で建てられた木造住宅を対象に実施することは考えないか問う。 (3) 耐震改修への補助について ア 本市の実施状況を問う。 イ 県内の市町村の実施状況を問う。 ウ 本市において、2000年以前の新耐震基準で建てられた木造住宅を対象に実施することは考えないか問う。	

個人第12号 氏 名 安江 美代子

質 問 項 目		備考
No. 1	子育て支援の充実について	
要 旨	(1) 令和８年５月の保育所等入所状況について - ア 待機児童数を問う。 - イ 隠れ待機児童の年齢別人数を問う。 - ウ 兄弟で異なる園に在籍している世帯数を問う。 - エ 入園決定後、転園を希望する方法について問う。 (2) 給食費の無償化について - ア ０歳児から２歳児の給食費は無償になっているが、その理由を問う。 - イ ３歳児から５歳児の給食費も無償にすべきと思うが、できない理由を問う。	

質 問 項 目 No. 2	こまき巡回バスの運行車両について	備考
要 旨	(1) E Vバスによる運行について - ア E Vバス導入の経緯について問う。 - イ 令和8年4月14日付けで株式会社E Vモーターズ・ジャパンから「民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ」が公表された以後の、市の対応について問う。 - ウ 市民に安心して利用してもらえるように、市としての責任をどのように考えているか問う。	

個人第 13 号 氏 名 黒木 明

質 問 項 目 No. 1	小牧市の世帯数について	備考
要 旨	小牧市の総人口は減り続けているが、世帯数と外国人人口は増えている。外国人の国籍別人数は市のサイトで公開されているが、外国人の国籍別世帯数は現状公開されていない。 (1) 外国籍の世帯数について ア 令和 7 年 5 月の外国籍全体の世帯数を問う。 イ 令和 8 年 5 月の外国籍全体の世帯数を問う。 ウ 世帯数の多い国籍順に 5 か国を問う。 エ 生活保護世帯の多いブラジル、韓国・朝鮮籍、ボリビア、ペルーの世帯数を問う。	

質 問 項 目 No. 2	政治活動と交通安全について	備考
要 旨	市内の交差点四隅やイベント会場近くの交通量や人通りの多い場所で、公道のガードレール、ガードパイプ等にのぼりや大型プラスチック段ボールに A 1 サイズのポスターを挟み固定し、街頭政治活動を行う事例が見受けられる。市民からのぼりや大型掲示物が複数設置されて、自動車から歩道への視界が遮られ、特に背の低いお子様への視認性が低下して危険ではないかと、交通安全上の懸念が生じていると声が届いている。 (1) 政治活動でガードパイプ等にのぼりや大型ポスター掲示を行う行為について ア 道路交通法違反の可能性が無いか問う。 イ 道法違反の可能性が無いか問う。 ウ 警察との連携も含め、市としてこの様な行為の交通安全性について見解を問う。	

[illegible]

個人第14号 氏名 伊藤 皇士郎

質 問 項 目 No. 2	学校現場からはじまる「闇バイト」加担防止に向けた包 括的支援について	備考
要 旨	SNSや身近な先輩・知人の誘いから、児童生徒が闇バイト等の組織犯罪に加担する事案が深刻化している。特に、厳しい生育環境の子どもは、義務教育終了後に孤立する15歳の壁などの構造的リスクを抱え、ターゲットにされやすい実態がある。 未来ある子どもたちの社会的孤立や生きづらさのサインを早期に発見し犯罪に巻き込まれないようにするために、教育と福祉・地域、そして警察との包括連携が必要であると考える。 (1) 闇バイトへの加担を未然に防ぐための対応について ア SNSや先輩・知人を介した勧誘、巧妙化する手口に対する学校内での児童生徒への注意喚起はどのように行なっているか現状を伺う。 イ 生徒や保護者への情報提供の現状について伺う。 ウ 特に支援が必要な生徒たちの社会的孤立や生きづらさのサインを早期に発見し、関係機関と共有する体制を伺う。 (2) 関係機関との連携によるセーフティネット構築について 巧妙化する闇バイトから子どもたちを守るため、市教育委員会と警察をはじめとした関係機関との間における情報共有といった現在の連携状況を伺う。	

個人第15号 氏名 山田 美代子

質 問 No.	項　目 1		備考
		スターバックスコーヒージャパンとの契約について	
要 旨	令和３年３月小牧市中央図書館の開館と同時にスターバックスコーヒーが図書館内に開店して５年が経過した。当初スターバックスコーヒージャパンと交わした覚書の契約期限は令和８年３月３１日であったが、契約更新により、引き続き、図書館内のカフェ店舗ではスターバックスコーヒーが営業している。 (１) 小牧市中央図書館カフェ設置及び運營業務に関する覚書について - ア 新たに交わした覚書の内容を問う。 - イ 新たに交わした覚書の契約有効期限を問う。 (２) スターバックスコーヒージャパンが小牧市中央図書館館内で使用する水道光熱費について - ア 今までに使用された水道使用量を問う。 - イ 今までに使用された電力使用量を問う。 - ウ 今までに市が支払った水道使用料金を問う。 - エ 今までに市が支払った電力使用料金を問う。 - オ 市はスターバックスコーヒージャパンに対して、水道光熱費を徴収するべきだと思いが市の考えを問う。		

個人第15号 氏名 山田 美代子

質 問 項 目 No. 2	篠岡地区の児童クラブについて	備考
要 旨	篠岡地区学校再編計画により、現在は篠岡・桃ヶ丘・陶・光ヶ丘・大城と５つの小学校がありますが、令和９年４月からは桃花台東小学校と桃花台西小学校の２校に再編されます。それにより、各小学校に開設されている児童クラブも５か所から２か所に再編されます。 また、２つの児童クラブの運営については、業務委託することが決まっています。 (１) 現在の児童クラブの現状について ア 各児童クラブの利用児童数を問う。 イ 各児童クラブの職員数を問う。 (２) 令和９年４月からの桃花台東児童クラブと桃花台西児童クラブについて ア 職員等への説明はされているのか問う。 イ 各児童クラブの想定利用児童数を問う。 ウ 各児童クラブで必要な支援員の数を問う。 エ 児童クラブの活動場所は十分に確保できるのか問う。	

個人第16号 氏名 諸岡 英実

[illegible]

個人第16号 氏名 諸岡 英実

質問項目 No. 2	地震災害時におけるご遺体の尊厳ある取扱について	備考
要旨	令和６年の能登半島地震では遺体安置所の不足・衛生環境の劣悪さ・身元確認の長期化が深刻な課題となり、過去の災害では家族が自宅でご遺体を保管せざるを得ない事態が生じた。小牧市は想定濃尾地震で死者最大１７４人が予測されている。ご遺体の一時保存は市の直接の責務とされ、市内３施設が遺体安置所に予定されているが、外形的な備えはあるもののご遺体の尊厳を守る為のガイドラインの策定や多機関合同訓練がされておらず、計画と実態の間に課題が残る。万一市民が災害で亡くなった場合、等しく尊厳をもって扱われる体制の実効性について問う。 (１) 遺体安置所について - ア 想定濃尾地震で予定している３施設の遺体安置所の収容能力について問う。 - イ ご遺体の衛生管理について問う。 (２) 遺体安置所の運営に係る手順について - ア 遺体安置所の開設から火葬までの流れを問う。 - イ ご遺体の尊厳を守る為のガイドラインを策定する考えを問う。 - ウ 多機関合同による遺体安置所の開設・運営訓練を実施する考えを問う。 (３) 遺体安置所の運営上の留意点について 遺体安置所を運営する市職員の惨事ストレスへの対応を含めた支援体制はどのように整備されているか問う。	

個人第17号 氏名 小沢 国大

[illegible]

個人第18号 氏 名 大上 利幸

質問項目 No. 1	市長の公約（マニフェスト）について	備考
要旨	令和８年２月22日執行の小牧市長選挙は、無投票で市長が決まったため、候補者の経歴・主義・主張等や公約（マニフェスト）をほとんどの市民が確認できていない状況です。 市民からは「新しい市長はどんな人なの？」「市民のために何をしてくれるの？」等の疑問の声を聞いております。 そのような市民の多くの疑問に答えるために、選挙運動用ビラに記載されている内容を中心に天野市長へ質問をさせていただきます。 (１) 選挙運動用ビラについて 選挙運動用ビラが公約（マニフェスト）だと理解して良いのかを伺います。 (２) 選挙運動用ビラの内容について ア 「未来の小牧にワクワク！」の具体的な意味を伺います。 イ 子育て・教育の内容を伺います。 ウ 医療・福祉の内容を伺います。 エ 商工業・農業の内容を伺います。 オ インフラ・安全対策の内容を伺います。 カ 行政の内容を伺います。 (３) 選挙運動用ビラの周知について ア 市民への周知が必要だと考えるが見解を伺う。 イ 職員への周知も必要だと考えるが見解を伺う。	